

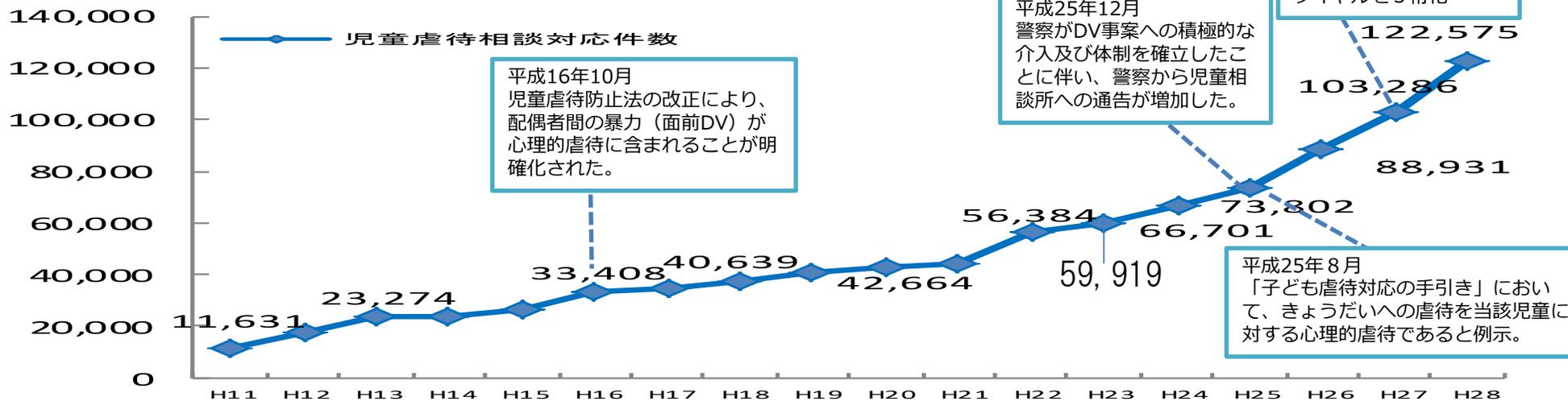
児童虐待防止対策の取組状況について

平成30年8月
厚生労働省子ども家庭局

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成28年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、122,575件。平成11年度に比べて約10.5倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（51.5%）、次いで身体的虐待の割合が多い（26.0%）。
- 相談経路は、警察等（45%）、近隣知人（14%）、家族（8%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成28年度	31,925 (26.0%) (+3,304)	25,842 (21.1%) (+1,398)	1,622 (1.3%) (+101)	63,186 (51.5%) (+14,486)	122,575 (100.0%) (+19,289)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
28年度	9,538 (8%) (+661)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,108 (1%) (+178)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	203 (0%) (+11)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,812 (45%) (+16,288)	8,850 (7%) (+667)	15,850 (13%) (+929)	122,575 (100%) (+19,289)

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成28年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%) (+3,304)	25,842(21.1%) (+1,398)	1,622(1.3%) (+101)	63,186(51.5%) (+14,486)	122,575(100.0%) (+19,289)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成28年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告が多くなっている。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)
24年度	7,147 (11%)	1,517 (2%)	13,739 (21%)	773 (1%)	6,559 (10%)	293 (0%)	221 (0%)	2,653 (4%)	1,598 (2%)	16,003 (24%)	6,244 (9%)	9,954 (15%)	66,701 (100%)
25年度	7,393 (10%)	1,554 (2%)	13,866 (19%)	816 (1%)	6,618 (9%)	290 (0%)	179 (0%)	2,525 (3%)	1,680 (2%)	21,223 (29%)	6,498 (9%)	11,160 (15%)	73,802 (100%)
26年度	7,806 (9%)	1,996 (2%)	15,636 (18%)	849 (1%)	7,073 (8%)	281 (0%)	155 (0%)	2,965 (3%)	1,714 (2%)	29,172 (33%)	7,256 (8%)	14,028 (16%)	88,931 (100%)
27年度	8,877 (9%)	2,059 (2%)	17,415 (17%)	930 (1%)	7,136 (7%)	246 (0%)	192 (0%)	3,078 (3%)	1,725 (2%)	38,524 (37%)	8,183 (8%)	14,921 (14%)	103,286 (100%)
28年度	9,538 (8%) (+661)	1,997 (2%) (-62)	17,428 (14%) (+13)	1,108 (1%) (+178)	7,673 (6%) (+537)	235 (0%) (-11)	203 (0%) (+11)	3,109 (3%) (+31)	1,772 (1%) (+47)	54,812 (45%) (+16,288)	8,850 (7%) (+667)	15,850 (13%) (+929)	122,575 (100%) (+19,289)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

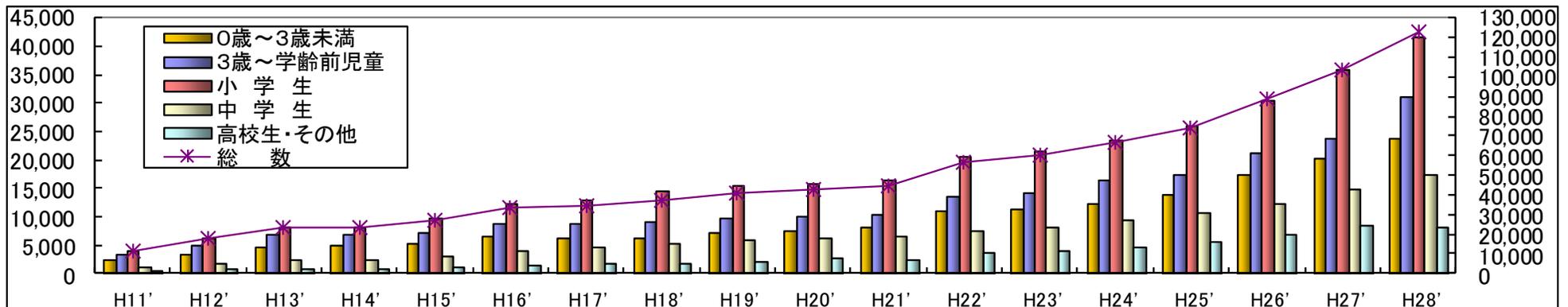
※ 平成28年度の「その他」で最も多いのは、「(他の)児童相談所」が6,747件である。

虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

○ 平成28年度は、小学生が34.0%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が25.6%、0歳から3歳未満が19.5%である。
 なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、45.1%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



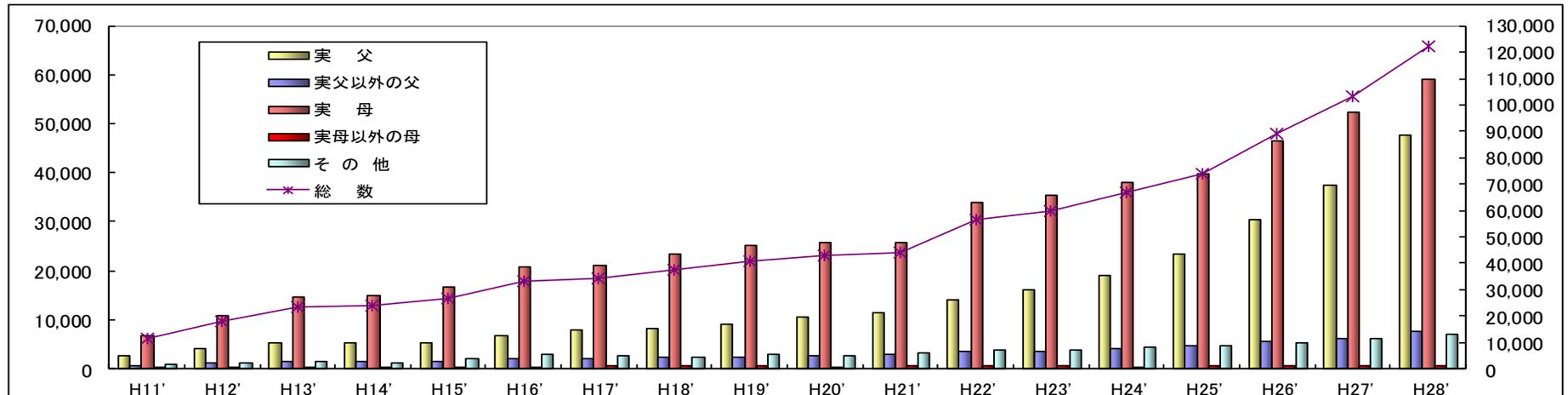
主たる虐待者の推移(児童相談所)

○ 平成28年度は、実母が48.5%と最も多く、次いで実父が38.9%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)
平成28年度	47,724(38.9%)	7,629(6.2%)	59,401(48.5%)	739(0.6%)	7,082(5.8%)	122,575(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



【出典:福祉行政報告例】

平成28年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 122,575件

一時保護 20,175件(16.5%)

施設入所等 4,845件(4.0%) *

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件	88,931件

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)	16,816件 (18.9%)

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)	4,785件 (5.4%)

内訳

児童養護施設	乳児院	里親委託等	その他施設
2,651人	773人	568人	853人

20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563人	2,456人	2,580人	2,697人	679人	643人	728人	713人	282人	312人	389人	439人	638人	620人	739人	650人
24年度	25年度	26年度		24年度	25年度	26年度		24年度	25年度	26年度		24年度	25年度	26年度	
2,597人	2,571人	2,685人		747人	715人	785人		429人	390人	537人		723人	789人	778人	

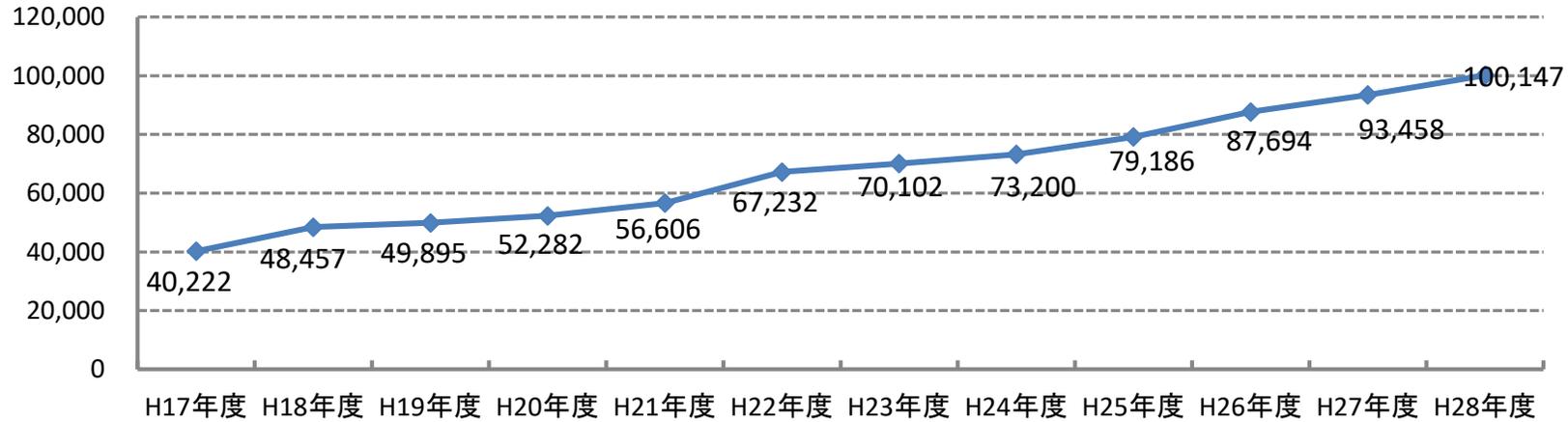
○ 平成28年度の見福法第28条措置 承認件数 237件

* 平成28年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,285件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、見福法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

市町村児童虐待相談対応件数及び経路別件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。



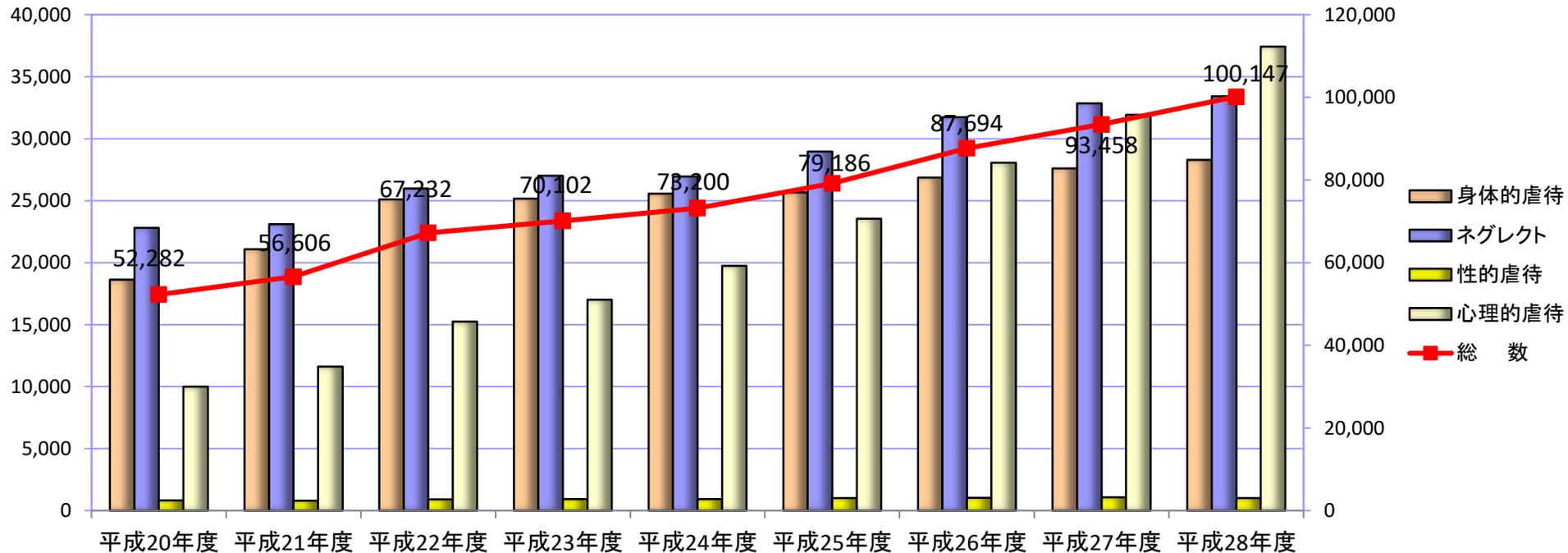
※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値。

○ 平成28年度において、市町村に寄せられた虐待相談の相談経路は、児童相談所、学校、家族親戚からが多い。

年度	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童委員	学校等			その他	総数
				児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関			幼稚園	学校	教育委員会		
23年度	7,152 (10.2%)	8,436 (12.0%)	273 (0.4%)	12,730 (18.2%)	1,109 (1.6%)	1,074 (1.5%)	4,873 (7.0%)	4,923 (7.0%)	5,853 (8.3%)	576 (0.8%)	883 (1.3%)	1,467 (2.1%)	1,679 (2.4%)	1,791 (2.6%)	742 (1.1%)	10,249 (14.6%)	1,205 (1.7%)	5,087 (7.3%)	70,102 (100.0%)
24年度	7,214 (9.9%)	8,566 (11.7%)	308 (0.4%)	13,760 (18.8%)	1,378 (1.9%)	1,242 (1.7%)	4,770 (6.5%)	5,334 (7.3%)	5,819 (7.9%)	605 (0.8%)	937 (1.3%)	1,657 (2.3%)	2,083 (2.8%)	1,641 (2.2%)	679 (0.9%)	10,320 (14.1%)	1,143 (1.6%)	5,744 (7.8%)	73,200 (100.0%)
25年度	7,344 (8.4%)	8,310 (9.5%)	317 (0.4%)	16,025 (18.3%)	1,558 (1.8%)	1,338 (1.5%)	5,726 (6.5%)	5,675 (6.5%)	6,019 (6.9%)	575 (0.7%)	985 (1.1%)	1,844 (2.1%)	2,398 (2.7%)	1,430 (1.6%)	891 (1.0%)	10,917 (12.4%)	1,226 (1.4%)	6,608 (7.5%)	79,186 (100.0%)
26年度	7,722 (8.8%)	8,613 (9.8%)	336 (0.4%)	17,809 (20.3%)	2,035 (2.3%)	1,701 (1.9%)	6,260 (7.1%)	6,503 (7.4%)	6,359 (7.3%)	667 (0.8%)	1,337 (1.5%)	2,043 (2.3%)	3,068 (3.5%)	1,382 (1.6%)	929 (1.1%)	12,074 (13.8%)	1,544 (1.8%)	7,312 (8.3%)	87,694 (100.0%)
27年度	8,074 (8.6%)	7,871 (8.4%)	368 (0.4%)	19,210 (20.6%)	2,567 (2.7%)	1,871 (2.0%)	7,010 (7.5%)	6,711 (7.2%)	6,505 (7.0%)	860 (0.9%)	1,375 (1.5%)	2,421 (2.6%)	3,439 (3.7%)	1,278 (1.4%)	1,007 (1.1%)	13,164 (14.1%)	1,752 (1.9%)	7,975 (8.5%)	93,458 (100.0%)
28年度	8,561 (8.5%)	7,267 (7.3%)	360 (0.4%)	22,165 (22.1%)	2,597 (2.6%)	2,124 (2.1%)	6,807 (6.8%)	7,224 (7.2%)	6,174 (6.2%)	831 (0.8%)	1,345 (1.3%)	2,490 (2.5%)	5,263 (5.3%)	1,077 (1.1%)	944 (0.9%)	13,904 (13.9%)	1,831 (1.8%)	9,183 (9.2%)	100,147 (100.0%)

市町村における虐待相談の内容別件数の推移

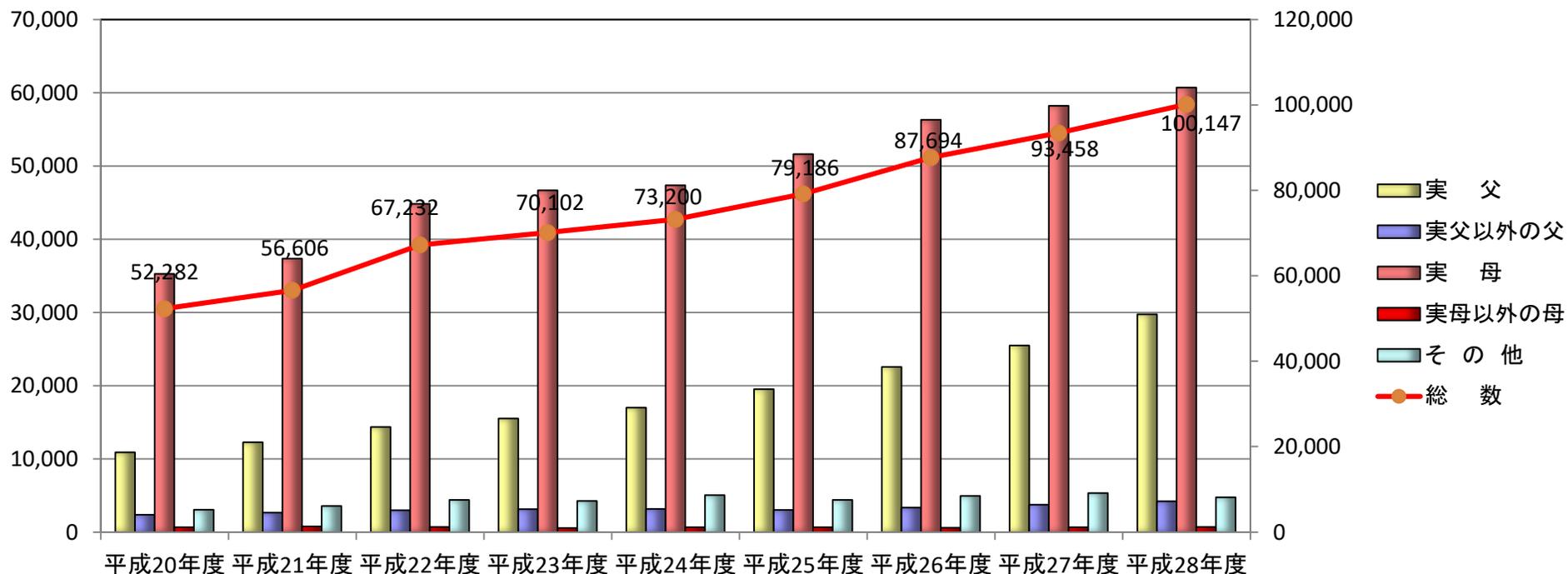
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成20年度	18,641 (35.7%)	22,814 (43.6%)	832 (1.6%)	9,995 (19.1%)	52,282 (100.0%)
平成21年度	21,088 (37.3%)	23,099 (40.8%)	800 (1.4%)	11,619 (20.5%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	25,100 (37.3%)	25,979 (38.6%)	913 (1.4%)	15,240 (22.7%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	25,154 (35.9%)	27,008 (38.5%)	932 (1.3%)	17,008 (24.3%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	25,559 (34.9%)	26,953 (36.8%)	934 (1.3%)	19,754 (27.0%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	25,665 (32.4%)	28,954 (36.6%)	1,013 (1.3%)	23,554 (29.8%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	26,860 (30.6%)	31,740 (36.2%)	1,033 (1.2%)	28,061 (32.0%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	27,603 (29.5%)	32,844 (35.1%)	1,077 (1.2%)	31,934 (34.2%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	28,299 (28.3%)	33,418 (33.4%)	1,009 (1.0%)	37,421 (37.4%)	100,147 (100.0%)



主たる虐待者の推移(市町村)

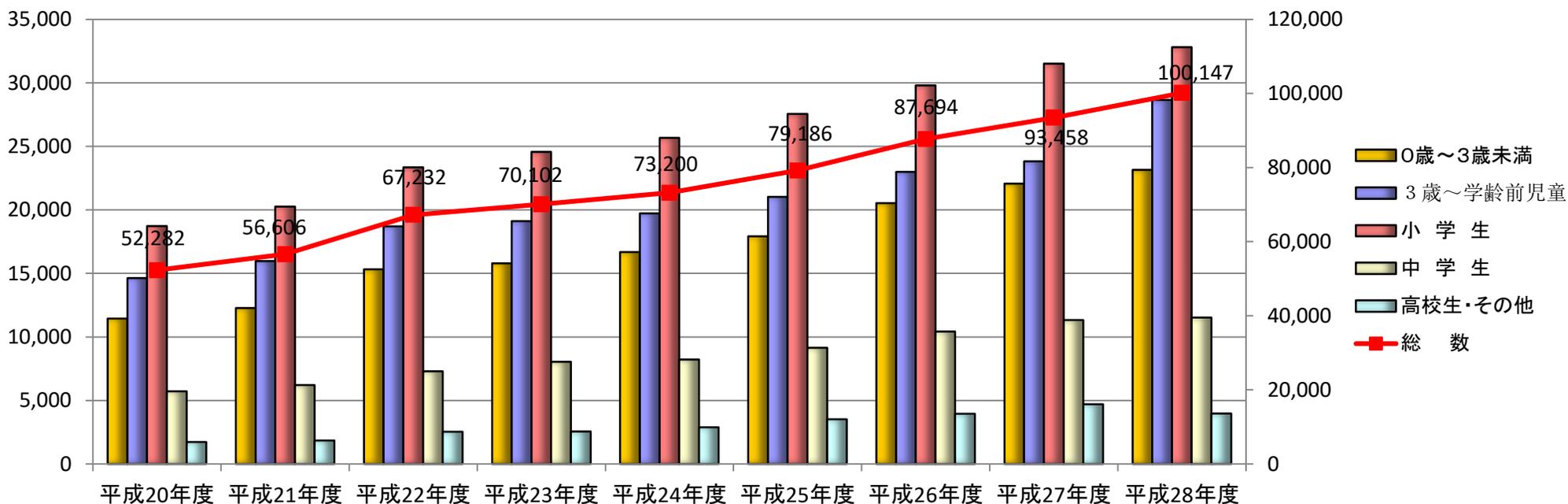
	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成20年度	10,904 (20.9%)	2,361 (4.5%)	35,274 (67.5%)	685 (1.3%)	3,058 (5.8%)	52,282 (100.0%)
平成21年度	12,259 (21.7%)	2,668 (4.7%)	37,337 (66.0%)	777 (1.4%)	3,565 (6.3%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	14,337 (21.3%)	2,964 (4.4%)	44,841 (66.7%)	702 (1.0%)	4,388 (6.5%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	15,515 (22.1%)	3,114 (4.4%)	46,673 (66.6%)	572 (0.8%)	4,228 (6.0%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,973 (23.2%)	3,161 (4.3%)	47,337 (64.7%)	679 (0.9%)	5,050 (6.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	19,505 (24.6%)	3,014 (3.8%)	51,613 (65.2%)	665 (0.8%)	4,389 (5.5%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	22,567 (25.7%)	3,331 (3.8%)	56,291 (64.2%)	591 (0.7%)	4,914 (5.6%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	25,478 (27.3%)	3,752 (4.0%)	58,235 (62.3%)	675 (0.7%)	5,318 (5.7%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	29,748 (29.7%)	4,220 (4.2%)	60,714 (60.6%)	724 (0.7%)	4,741 (4.7%)	100,147 (100.0%)

※統計がないため平成19年度は神戸市を除く。



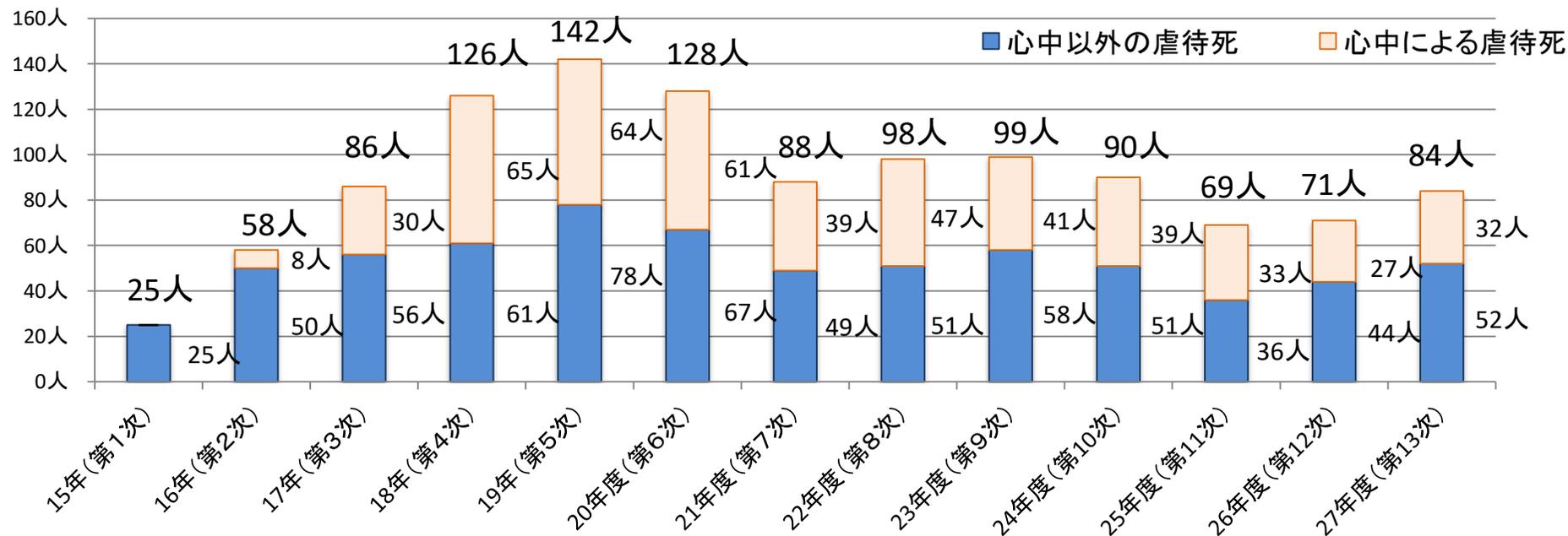
虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(市町村)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成20年度	11,451 (21.9%)	14,637 (28.0%)	18,723 (35.8%)	5,732 (11.0%)	1,739 (3.3%)	52,282 (100.0%)
平成21年度	12,280 (21.7%)	15,981 (28.2%)	20,268 (35.8%)	6,220 (11.0%)	1,857 (3.3%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	15,330 (22.8%)	18,716 (27.8%)	23,358 (34.7%)	7,292 (10.8%)	2,536 (3.8%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	15,803 (22.5%)	19,112 (27.3%)	24,579 (35.1%)	8,047 (11.5%)	2,561 (3.7%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,677 (22.8%)	19,738 (27.0%)	25,667 (35.1%)	8,227 (11.2%)	2,891 (3.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	17,915 (22.6%)	21,027 (26.6%)	27,568 (34.8%)	9,153 (11.6%)	3,523 (4.5%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	20,528 (23.4%)	22,998 (26.2%)	29,805 (34.0%)	10,419 (11.9%)	3,944 (4.5%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	22,074 (23.6%)	23,828 (25.5%)	31,516 (33.7%)	11,330 (12.1%)	4,710 (5.0%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	23,159 (23.1%)	28,663 (28.6%)	32,823 (32.8%)	11,524 (11.5%)	3,978 (3.9%)	100,147 (100.0%)



児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2)平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

第1次から第13次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 636例、678人】

- 0歳児の割合は46.2%、中でも0日児の割合は18.3%。さらに、3歳児以下の割合は76.5%を占めている。
- 加害者の割合は実母が55.2%と最も多い。
- 妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診などの状況が25%程度に見られている。
(※第3次報告から第13次報告までの累計)
- 家庭が地域から孤立していた場合が39.9%である。(※第2次報告から第13次報告までの集計)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会について

趣旨

児童虐待については、平成12年に児童虐待の防止等に関する法律が制定され、児童相談所の体制強化を始めとした防止対策が講じられているところであるが、死亡事例は後を絶たない状況にある。

このため、死亡事例の背景要因等进行分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに今後の改善策を講じるため、平成16年10月から社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」を設置している。

根拠

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）（抄）

第4条第5項 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

検討事項

- (1) 児童虐待による死亡事例等の総体的な検証
 - 各自治体において発生した死亡事例等について、子ども及び養育者の背景や関係機関の関与状況等について個別調査票による調査を実施し、回答結果を集計・分析
 - 検証対象事例の中から特徴的な事例について、現地ヒアリング調査を実施
- (2) 上記検証結果から得られた具体的改善策の提言

※本専門委員会は審議の過程で個人情報を取り扱うため非公開

構成

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 相澤 仁 | 大分大学福祉健康科学部教授 |
| 秋山 千枝子 | 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長 |
| 安部 計彦 | 西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授 |
| 磯谷 文明 | くれたけ法律事務所弁護士 |
| 田中 哲 | 東京都立小児総合医療センター副院長 |
| 野口 まゆみ | (医) 西口クリニック婦人科 院長 |
| 橋本 和明 | 花園大学社会福祉学部臨床心理学科教授 |
| ◎山縣 文治 | 関西大学人間健康学部教授 |
| 山田 和子 | 和歌山県立医科大学大学院保健看護学研究科特任教授 |
| ◎:委員長 オブザーバー: | 警察庁、文部科学省 (平成29年10月1日時点) |

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第13次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計			
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84

児童虐待防止対策に関する法改正の経緯（詳細）

※改正内容の抜粋

平成
12

◇児童虐待の防止等に関する法律の制定
(児童虐待防止法制定) 平成12年11月20日 施行

- ◇児童虐待の定義
 - ・身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待
- ◇住民の通告義務
- ◇立入調査
- ◇児童虐待の早期発見
- ◇警察官の援助について明記

平成
16

◇児童虐待防止法の改正
平成16年10月1日 施行

○児童福祉法の改正
平成17年 1月1日 施行(※●印を除く)

- ◇児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置することをネグレクトと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義)
- ◇通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ◇面会又は通信の制限
- 市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)
- 要保護児童対策地域協議会の法定化 [H17年4月施行]
- 司法関与の強化
 - ・家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化(入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能)
 - ・保護者指導の勧告

平成
19

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成20年4月1日 施行

- ◇児童の安全確認義務
 - ・児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化
- ◇出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化
 - ・解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・捜索)
- ◇保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ◇保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成
20

○児童福祉法の改正
平成21年 4月1日 施行(※●印を除く)

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大
- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充[H21年1月施行]
- 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成
23

□民法の改正・○児童福祉法の改正
平成24年4月1日 施行(一部を除く)

- 親権の停止制度の新設
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化
- 法人又は複数の未成年後見人の許容
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の 児童相談所長の親権代行について規定

平成
28

◇児童虐待防止法の改正・○児童福祉法の改正
平成29年4月1日 施行(一部を除く)

- ◇児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
- 市町村・児童相談所の体制強化
 - ・子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正)
 - ・市町村における支援拠点の整備(努力義務)
 - ・要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等)
 - ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加)
 - ・児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士配置又はこれに準ずる措置
- 都道府県(児童相談所)の業務として、里親支援、養子縁組に関する相談・支援を位置づけ
- ◇満二十歳未満の者への措置等の対象拡大

平成
29

○児童福祉法の改正・◇児童虐待防止法の改正
平成30年4月2日 施行

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
- 全国210か所(平成29年4月1日現在)

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
* 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助(市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助)
- ② 相談(家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定)
- ③ 一時保護
- ④ 措置(在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等) 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等(児童相談所の規模による)
- 全国の職員数: 11, 578人(平成29年4月1日現在)
〔 (内訳) ・ 児童福祉司 3, 253人 ・ 児童福祉司スーパーバイザー 618人
・ 児童心理司 1, 379人 ・ 医師 633人 ・ 保健師 138人 等 〕

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童福祉司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に 3, 253名（平成29年4月1日現在）配置されている。
- 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行う。（平成30年度までの間は経過措置を設ける。）

児童福祉司の任用資格取得過程

児童福祉司スーパーバイザー任用後の研修受講が義務

児童福祉司スーパーバイザー

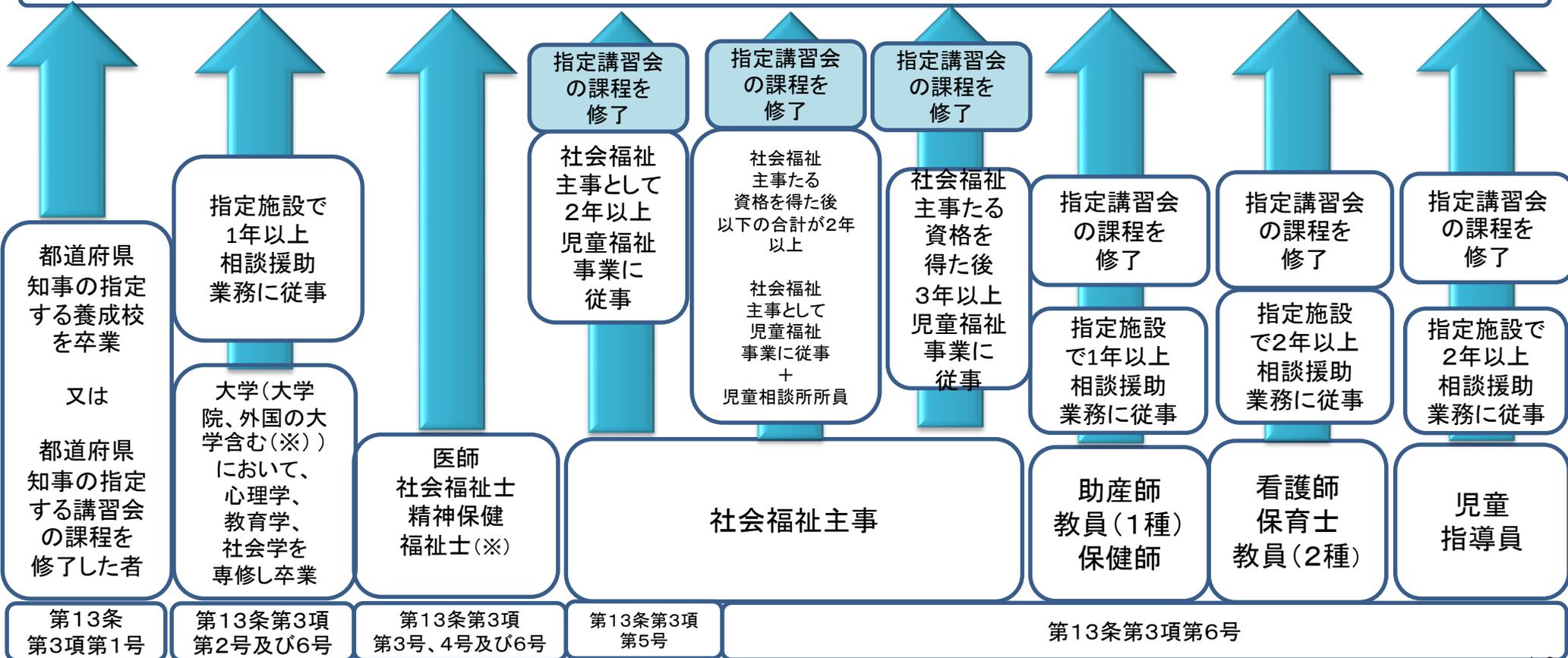
5年以上の児童福祉司経験者

任用後の研修受講が義務

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



※第13条第3項第6号に該当。

※ [] が平成28年の児童福祉法改正により新たに義務化した研修等である。

児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計	都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号	計			1号	2号	3号	4号	5号	6号	計	
北海道	2	23		14	29	10	78	徳島県		8		3	4	6	21		
青森県		4		11	24		39	香川県	1	9		11	1	1	23		
岩手県		12		13	3	4	32	愛媛県		2		4	15	11	32		
宮城県	4	8		8		7	27	高知県	5	6		17		1	29		
秋田県	2	1		2	17		22	福岡県	18	8		22	11	14	73		
山形県		16		3	2		21	佐賀県	8	1		5		2	16		
福島県		24		14	1	3	42	長崎県		9		11	9		29		
茨城県	2	19		29	4	5	59	熊本県	3	2		8	5		18		
栃木県	7	13		1		12	33	大分県	2	3		9	10	2	26		
群馬県	16	1		10	3	7	37	宮崎県	2	10		9	1	1	23		
埼玉県	4	45		97	1		147	鹿児島県	2			12	19	1	34		
千葉県	15	75		23		11	124	沖縄県	1	21		23	2		47		
東京都	30	53		99	1	61	244	札幌市		14		18	3	5	40		
神奈川県		86					86	仙台市	1	4		9	6	2	22		
新潟県		41					41	さいたま市	8	1		25	1	2	37		
富山県	2	9		5		6	22	千葉市		8		12	6		26		
石川県	2	7		6		2	17	横浜市	5	37		49	4	7	102		
福井県		8		8		1	17	川崎市	1			38	11	4	54		
山梨県		3		13	2	1	19	相模原市		3		18	2		23		
長野県		9		31	1	5	46	新潟市				12	5	2	19		
岐阜県	1	25		14	3	1	44	静岡市	10	2		1		1	14		
静岡県	5	18		16	1	2	42	浜松市	9			12		2	23		
愛知県		46		63	4	1	114	名古屋市	23	24		35	6	8	96		
三重県	5	10		8	10	7	40	京都市		8		3		46	57		
滋賀県		10		17	5	4	36	大阪市	1	15		51		15	82		
京都府	4	9		10	4	10	37	堺市		3		17	8		28		
大阪府	5	72		82	3		162	神戸市		8		22	6	2	38		
兵庫県	4	25		20	17	13	79	岡山市	6			12			18		
奈良県	4	13		6		2	25	広島市	2	8		8	6	1	25		
和歌山県	4	9		13	3	1	30	北九州市	19	4		2			25		
鳥取県		11		4	6		21	福岡市	2	1		20		5	28		
島根県	2	6		7	2	3	20	熊本市	7	1		10		4	22		
岡山県		18		11			29	横須賀市		6		8	2	3	19		
広島県	2	13		12	2	15	44	金沢市		7		5	2		14		
山口県		8			8	11	27	合計	258	983	0	1,191	301	353	3,086		

児童福祉法 第13条 第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

※平成29年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く)

児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等について

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成29年厚生労働省告示第130号、同第131号、同第132号、同第134号で定め、詳細については、「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示したところである。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （休業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （休業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程 度（休業期間は概ね6月以内）	5日間程度、または3日程を 2回 （休業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童心理司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

(2) 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者

4 人数

全国の児童相談所（一時保護所含む）に 1, 379名（平成29年4月1日現在）配置されている。

医師又は保健師の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 医師又は保健師の位置づけ

児童相談所の所員の中には、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（医師又は保健師）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 医師又は保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

○ 医師

- (1) 診察、医学的検査等による子どもの診断
- (2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導
- (3) 医学的治療
- (4) 脳波測定、理学療法等の指示及び監督
- (5) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
- (6) 一時保護している子どもの健康管理
- (7) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

○ 保健師

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所に 医師：633名、保健師：138名（平成29年4月1日現在）が配置されている。

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

（児童福祉法第13条第5項）

2 スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第5項）

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

※ 「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に618名（平成29年4月1日現在）配置されている。
- 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。
（児童福祉法第13条第6項）

※ 政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上であること【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

児童相談所における弁護士を活用状況等 (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 調べ)

平成29年4月1日現在における弁護士の活用状況

児童相談所の数	常勤職員として配置 (配置割合 (÷210所))		非常勤職員として配置 (配置割合 (÷210所))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷210所))
	箇所数	人数	箇所数	人数	
210箇所	6箇所 (2.9%)	6人	82箇所 (39.0%)	105人	122箇所 (58.1%)

※ 熊本県は、6月から非常勤1人を配置予定(4月、5月は弁護士会から推薦のあった弁護士(13名)のローテーションによる勤務(3日/週、のべ3人/週)で対応)

※ 常勤弁護士を配置している自治体は、和歌山県(1箇所、1人)、名古屋市(2箇所、2人)、福岡市(1箇所、1人)、福岡県(1箇所、1人)、新潟市(1箇所、1人)。平成29年度から福岡県、新潟市が新たに配置

<参考> 平成28年の配置状況

調査時点	児童相談所の数	常勤職員として配置 (配置割合 (÷210所))		非常勤職員として配置 (配置割合 (÷210所))		弁護士事務所との契約等箇所数 (配置割合 (÷210所))
		箇所数	人数	箇所数	人数	
10月1日	210	4(1.9%)	4人	41(19.5%)	62人	165(78.6%)
4月1日	209	4(1.9%)	4人	31(14.8%)	47人	174(83.3%)

児童相談所強化プラン(概要)

1. 目的

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

① 専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士の配置を積極的に推進。

② 資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③ 関係機関との連携強化等

- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

平成27年度実績
(2015年度)

(強化プラン期間4年間)

平成31年度目標
(2019年度)

児童福祉司

2,930人

<平成29年度実績(2017年度)>

3,253人(H27'比+323人)

※平成29年度中に任用予定の者を含む。

3,480人

+550人程度(H27'比+19%)

スーパーバイザー

470人

618人(H27'比+148人)

580人

+110人程度(H27'比+23%)

児童心理司

1,290人

1,379人(H27'比+89人)

1,740人

+450人程度(H27'比+35%)

保健師

90人

138人(H27'比+48人)

210人

+120人程度(H27'比+133%)

※保健師については、平成29年度を目標とする。

合計

4,310人

+1,120人程度(H27'比+26%)

<平成29年度実績(2017年度)>

4,770人(H27'比+460人)

5,430人

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（第13条第2項）等を踏まえ、これを改正し、平成28年8月に公布。
 - 平成28年10月からは、以下を予定。
 - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
 - ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が多い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乘せを行う。
- ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、①の人口要件について経過措置を設ける。

現行

児童福祉司の担当区域の標準 = 人口 おおむね4～7万人



改正後

児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人

端数は
切り上げ



② $\left[\text{各児童相談所の虐待相談対応件数} - \text{各児童相談所管轄地域の人口} \times \frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}} \right] \div 40$

全国の人口1人当たりの虐待相談対応発生件数 $\div 1 / 1000$ 件

端数は
切り上げ

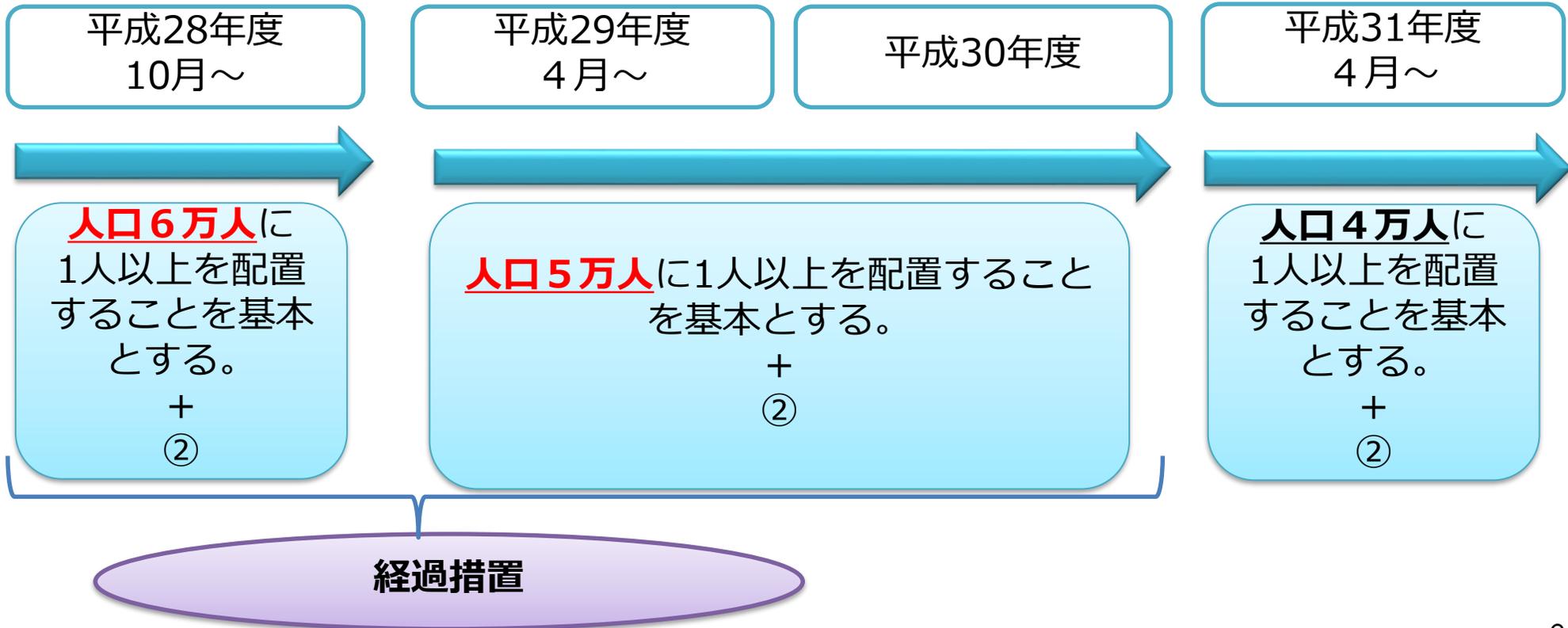
- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生件数が、全国平均の虐待相談対応発生件数よりも多い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ）を踏まえたもの。

児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
- ②全国平均より虐待相談対応の発生件数が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。

こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。



スーパーバイザー、児童心理司、保健師、弁護士の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師、④弁護士を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等に定めた。

①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

端数は
四捨五入

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令（平成28年8月公布）に規定。）

②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

端数は
四捨五入

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

④弁護士（改正児童福祉法第12条第3項）

- 弁護士を配置の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。（児童相談所運営指針を改訂し、9月に通知。）

児童相談所の設置に向けた検討状況(平成30年6月時点)

1 中核市(対象:52市)

- ・「設置する方向」(2ヶ所) : 明石市、奈良市
- ・「設置の方向で検討中」(2ヶ所) : 船橋市、豊橋市
- ・「設置の有無を含めて検討中」(19ヶ所) : 旭川市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、川越市、柏市、豊中市、枚方市、姫路市、和歌山市、呉市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、鹿児島市

2 特別区(対象:23区)

- ・「設置する方向」(15ヶ所) : 千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区
- ・「設置の方向で検討中」(7ヶ所) : 中央区、台東区、品川区、渋谷区、杉並区、北区、足立区

※ 中核市は54市あるが、横須賀市、金沢市は児童相談所設置済みのため、調査の対象外としている。

※ 上記に記載のない市区については、調査時点において未検討である。

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

現 状

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。

対応方針

児童相談所の設置を目指す中核市・特別区に対し、平成30年度予算において、以下の費用への補助を行う。

財政面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①市区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置
- ②市区における研修専任コーディネーターの配置
- ③市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置
- ④都道府県等職員(SV等)を市区へ派遣した場合の代替職員(都道府県等)の配置(都道府県等に対する補助) **《平成30年度予算新規》**

◆施設整備への支援(一時保護所)

- ①一時保護所の創設
- ②個々の子どもの特性に配慮した処遇が可能となるような場合について①に加算 **《平成30年度予算新規》**

制度・運用面における支援

◆人材確保・育成支援

- ①各都道府県等に対し、中核市や特別区への人材派遣を含めた児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を実施
- ②児童福祉司等の義務化された研修のカリキュラム等の作成
- ③児童福祉司の任用資格要件を見直し、資格取得に必要な実務経験の対象に市町村等における児童家庭相談業務を追加

◆手続き面の整理

- ①児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成
- ②児童相談所設置市の政令指定の仕組みの提示

児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

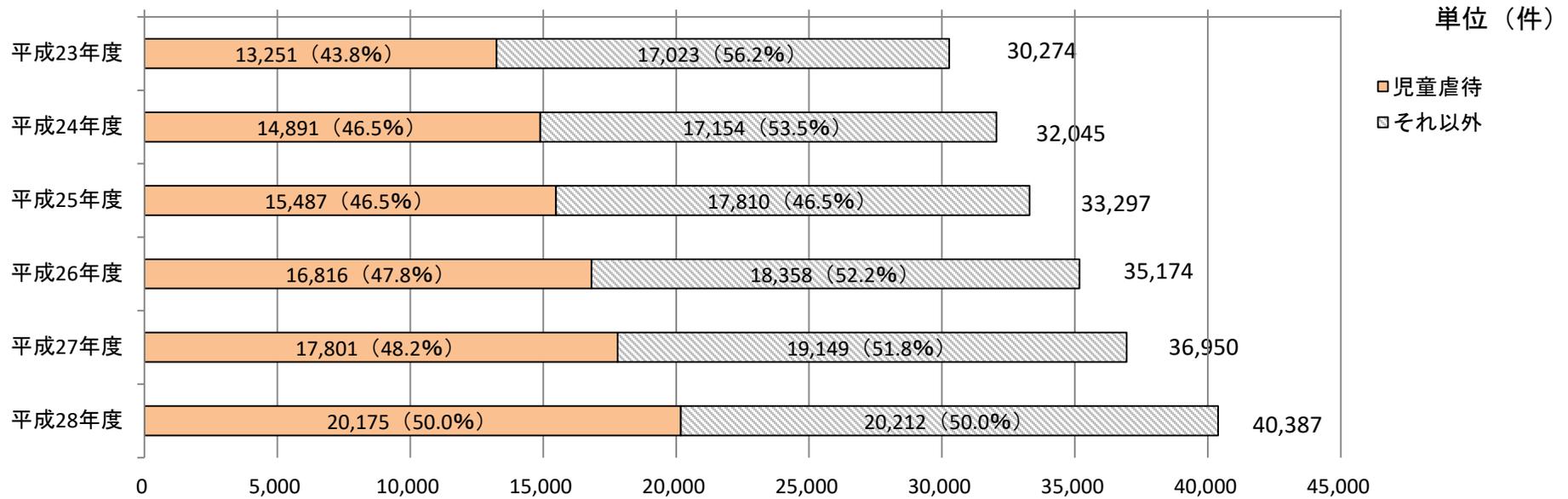
- 平成29年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

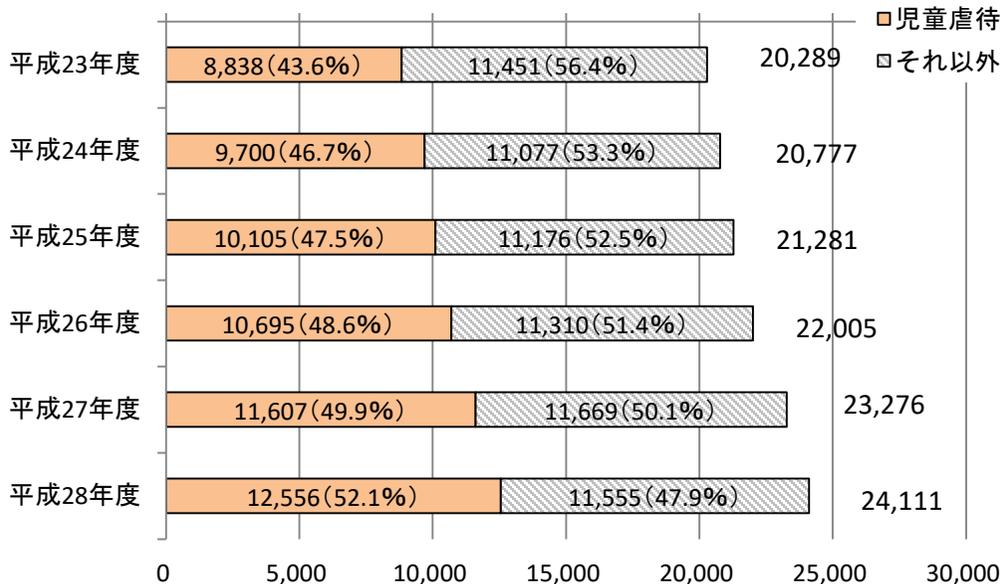
【設定時間】 48時間以内:64自治体

24時間以内: 5自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県、堺市)

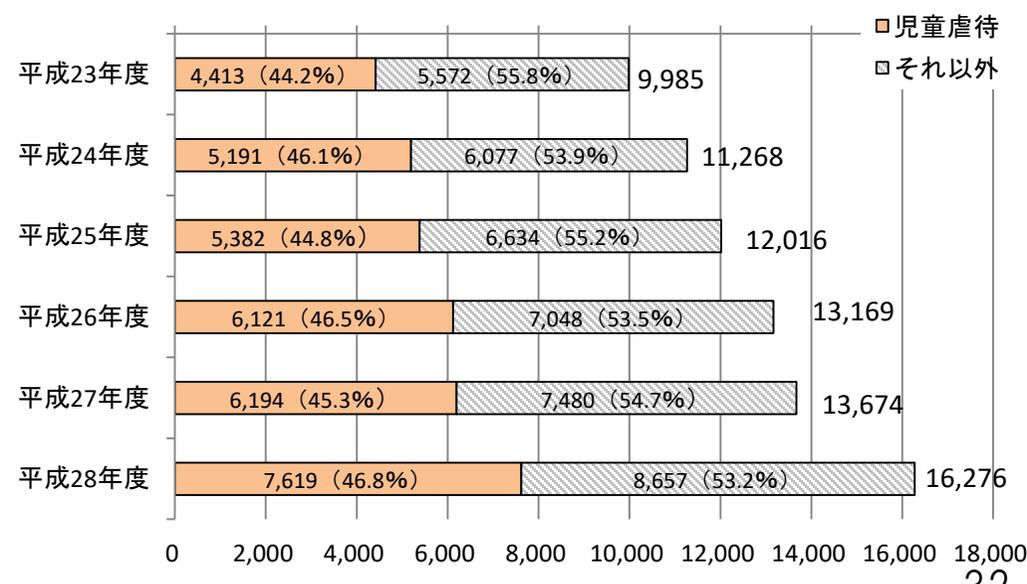
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託



保護期間別一時保護件数

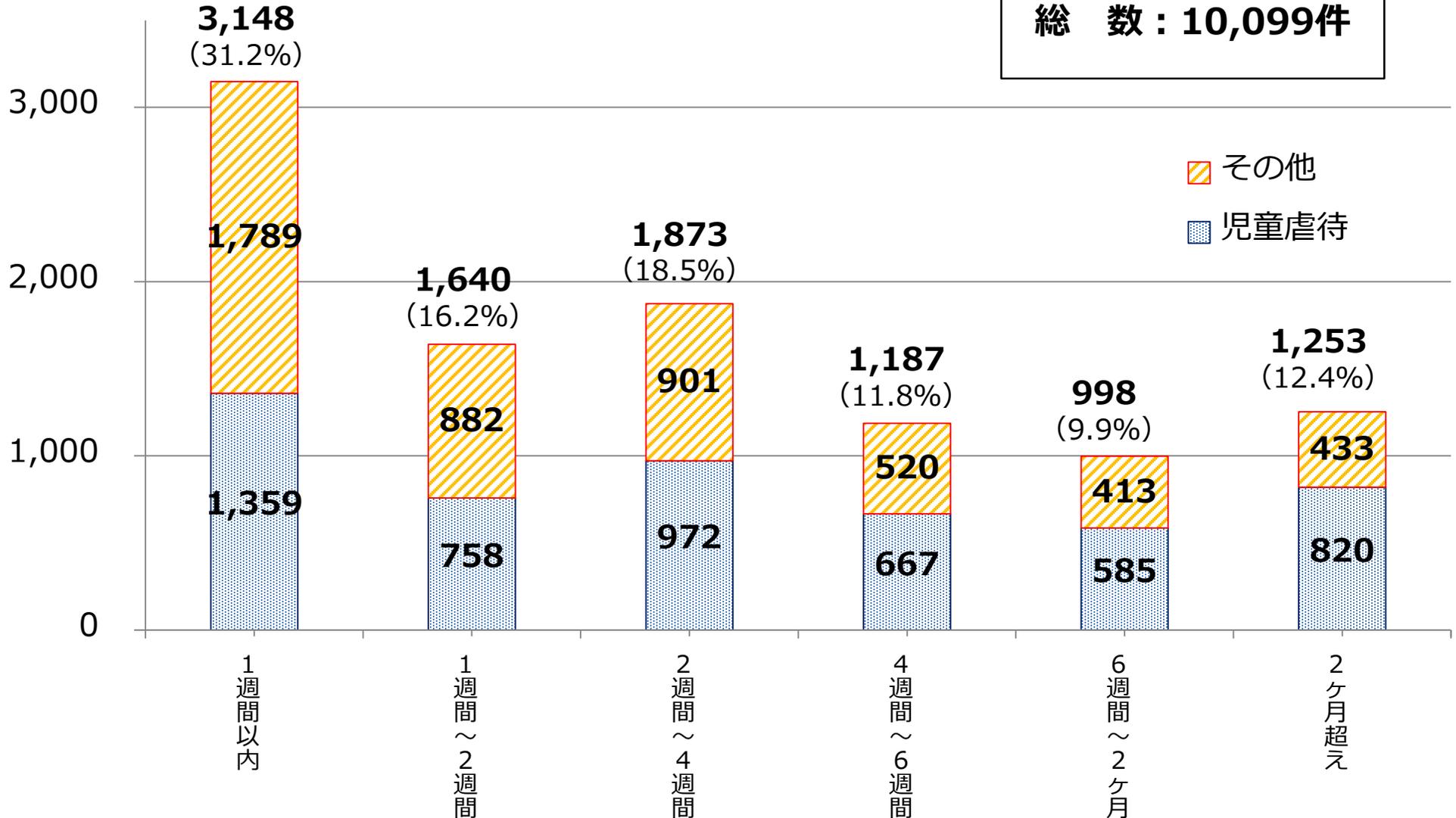
(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の件数)

(件数)

総数：10,099件

■ その他

■ 児童虐待



一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。

全国に136か所(平成29年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
29年度予算額：児童入所施設措置費等122,715,602千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

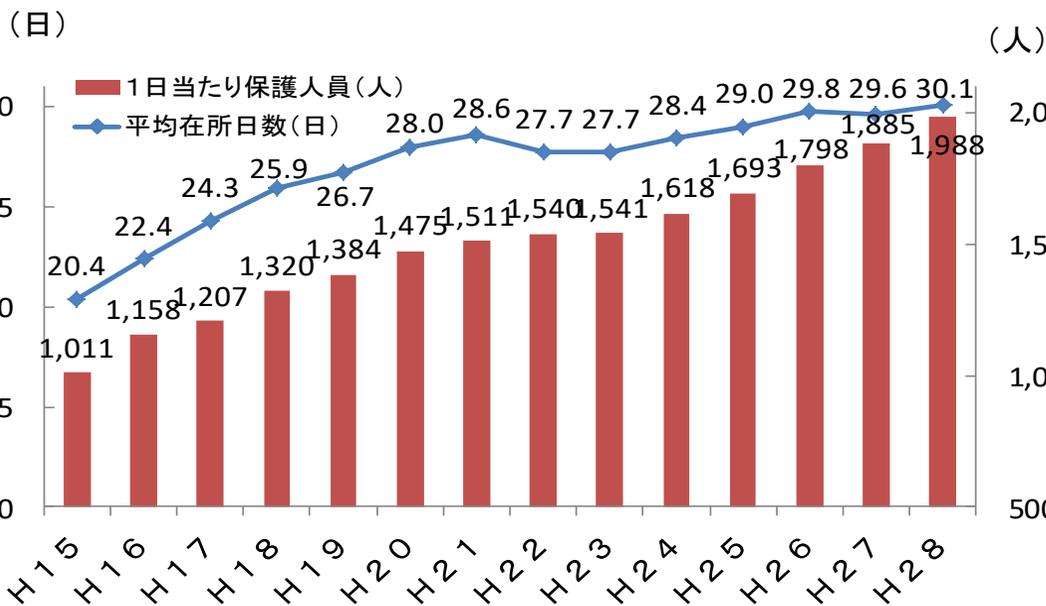
(平成28年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
24,111	18,503 (12,556)	77	3,423	1,955	153

一時保護所の現状について

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

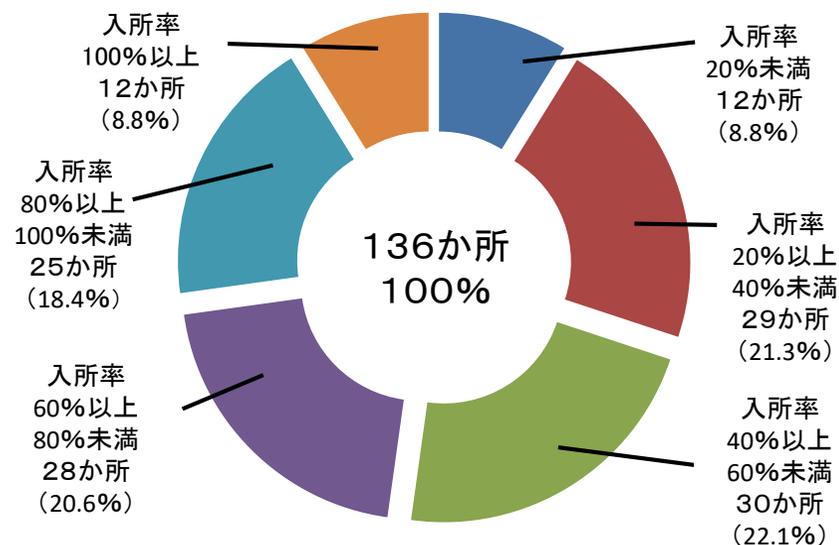


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H28.1~12の間の一時的保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

一時保護所の定員等の状況（都道府県市別）

自治体名	定員数 (H29.4.1現在)	H28平均入所率 (%)
北海道	164	34.4
青森県	15	42.8
岩手県	40	20.4
宮城県	30	62.5
秋田県	23	31.6
山形県	26	54.2
福島県	48	46.6
茨城県	30	55.1
栃木県	25	85.9
群馬県	36	88.4
埼玉県	120	90.9
千葉県	115	107.4
東京都	213	113.3
神奈川県	80	75.6
新潟県	50	27.3
富山県	20	27.0
石川県	28	24.0
福井県	31	32.3
山梨県	24	81.2
長野県	25	68.2
岐阜県	36	23.0
静岡県	40	63.7
愛知県	78	68.8
三重県	35	74.2
滋賀県	32	67.8
京都府	44	31.8
大阪府	86	82.5
兵庫県	40	77.5
奈良県	20	50.8
和歌山県	25	58.4
鳥取県	26	20.4
島根県	57	29.5
岡山県	24	39.7
広島県	36	41.3
山口県	18	47.6

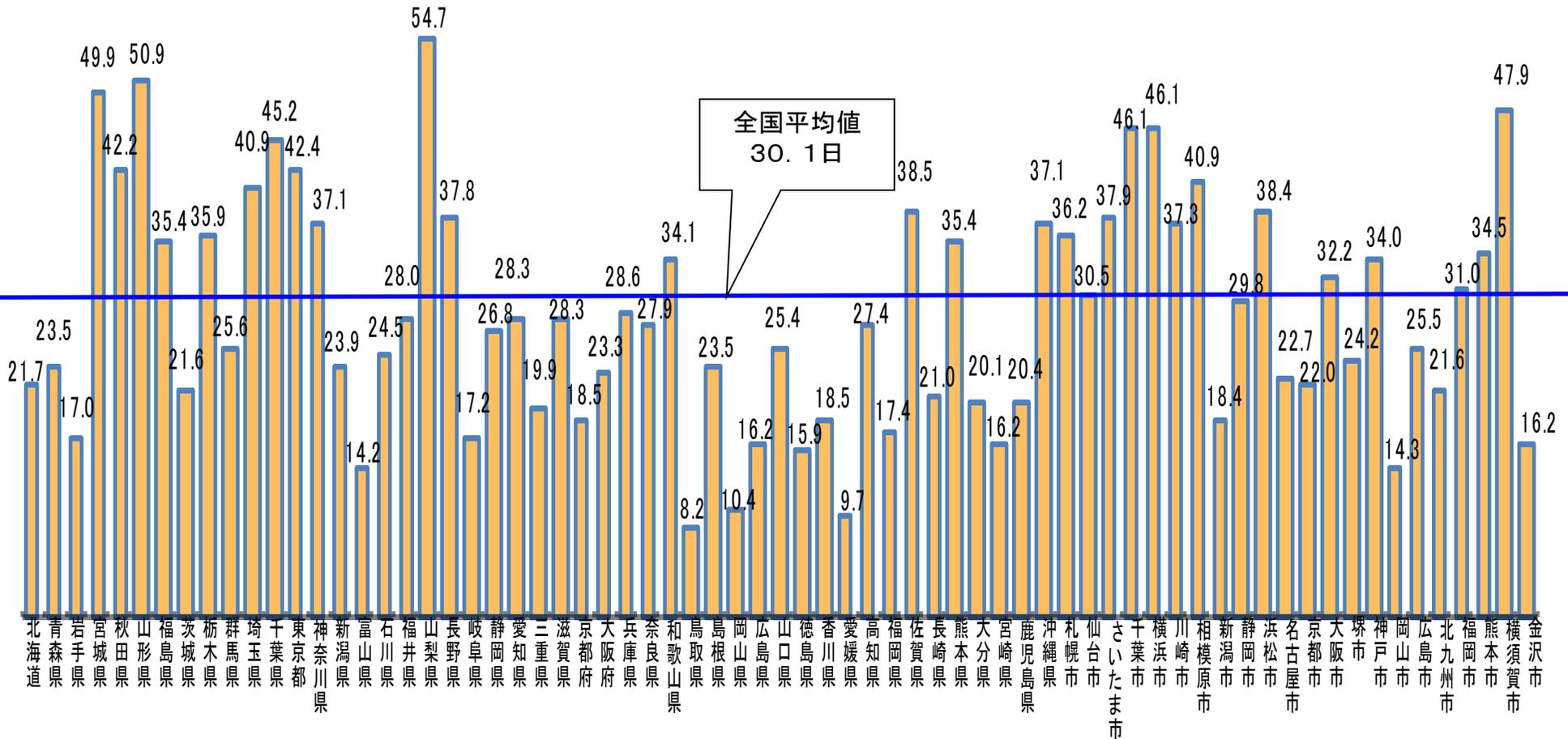
自治体名	定員数 (H29.4.1現在)	H28平均入所率 (%)
徳島県	12	58.9
香川県	20	56.3
愛媛県	36	10.5
高知県	31	64.9
福岡県	90	48.3
佐賀県	14	87.6
長崎県	34	52.8
熊本県	25	43.4
大分県	22	72.1
宮崎県	60	23.9
鹿児島県	31	26.7
沖縄県	44	83.1
札幌市	50	63.3
仙台市	20	56.7
さいたま市	23	80.2
千葉市	37	101.9
横浜市	161	85.7
川崎市	60	62.6
相模原市	25	92.7
新潟市	23	39.7
静岡市	20	49.5
浜松市	20	68.7
名古屋市	50	100.0
京都市	30	69.6
大阪市	100	86.7
堺市	20	79.7
神戸市	50	62.1
岡山市	25	32.2
広島市	20	43.8
北九州市	40	49.3
福岡市	40	102.2
熊本市	20	45.2
横須賀市	25	99.9
金沢市	12	64.3
合計	3,030	65.9

(参考) 一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 30.1日 (前年度平均値 : 29.6日)

(参考) 一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



児童相談所全国共通ダイヤル(189)について

共通ダイヤルについて

- 平成27年7月1日から、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所全国共通ダイヤルを覚えやすい3桁番号(189 いち・はや・く)にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。
- ※ 「児童相談所全国共通ダイヤル」は、平成21年10月1日から10桁番号(0570-064-000)で運用開始。

仕組み

189実施前 (21年10月～27年6月)

189実施後 (27年7月～)

10桁番号 (0570-064-000)

3桁番号 (189)

未運用の児童相談所あり

全ての児童相談所で運用

一部児童相談所で夜間休日対応できず
(警備員等が対応)

虐待通告等緊急相談について
24時間365日対応

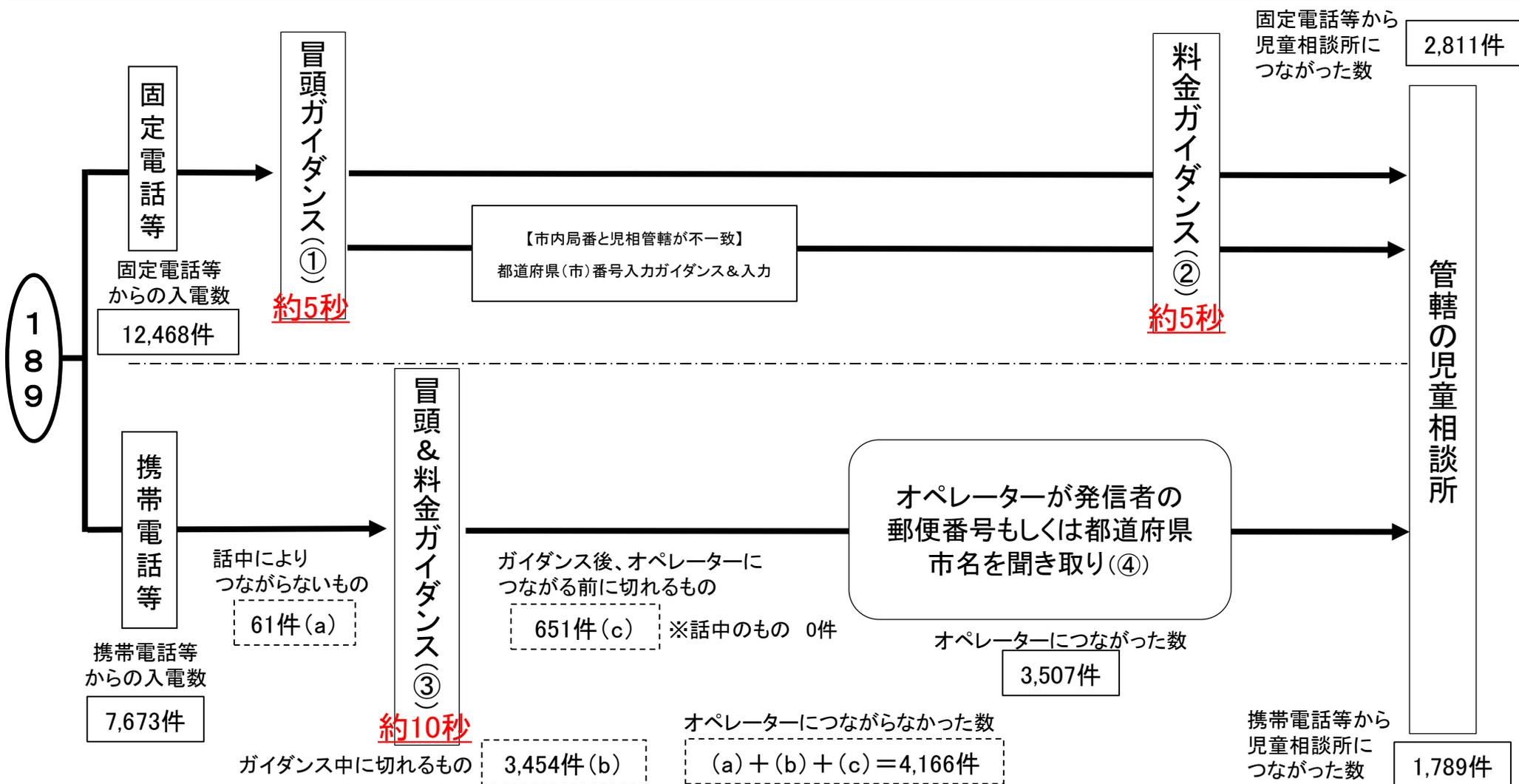
相談に対応できる職員が対応
※『相談に対応できる窓口へ自動転送』、
『相談に対応できる窓口を音声案内』含む

- ・ 児童虐待通告だけでなく子育てに関する悩み相談など、幅広く対応。
- ・ 発信した電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所につながる仕組み。
※ 携帯電話等でかけた場合には、コールセンターにつながり、オペレーターが対応する仕組み。
- ・ 児童相談所に接続された後の通話は有料 (固定電話の場合 8.5円/3分 携帯電話の場合 90円/3分)
※ 児童相談所につながるまで、料金は発生しない(固定電話)。 ※ 金額は代表例。距離等により異なる。

平成28年4月以降の改善内容

- 音声ガイダンスの短縮等の改善を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前(平成28年3月以前)と比較して向上。
※平成27年7月～平成28年3月までの平均接続率:11.4% → 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率:19.9%
- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを平成30年2月から運用開始。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」の接続フロー（平成30年5月分）

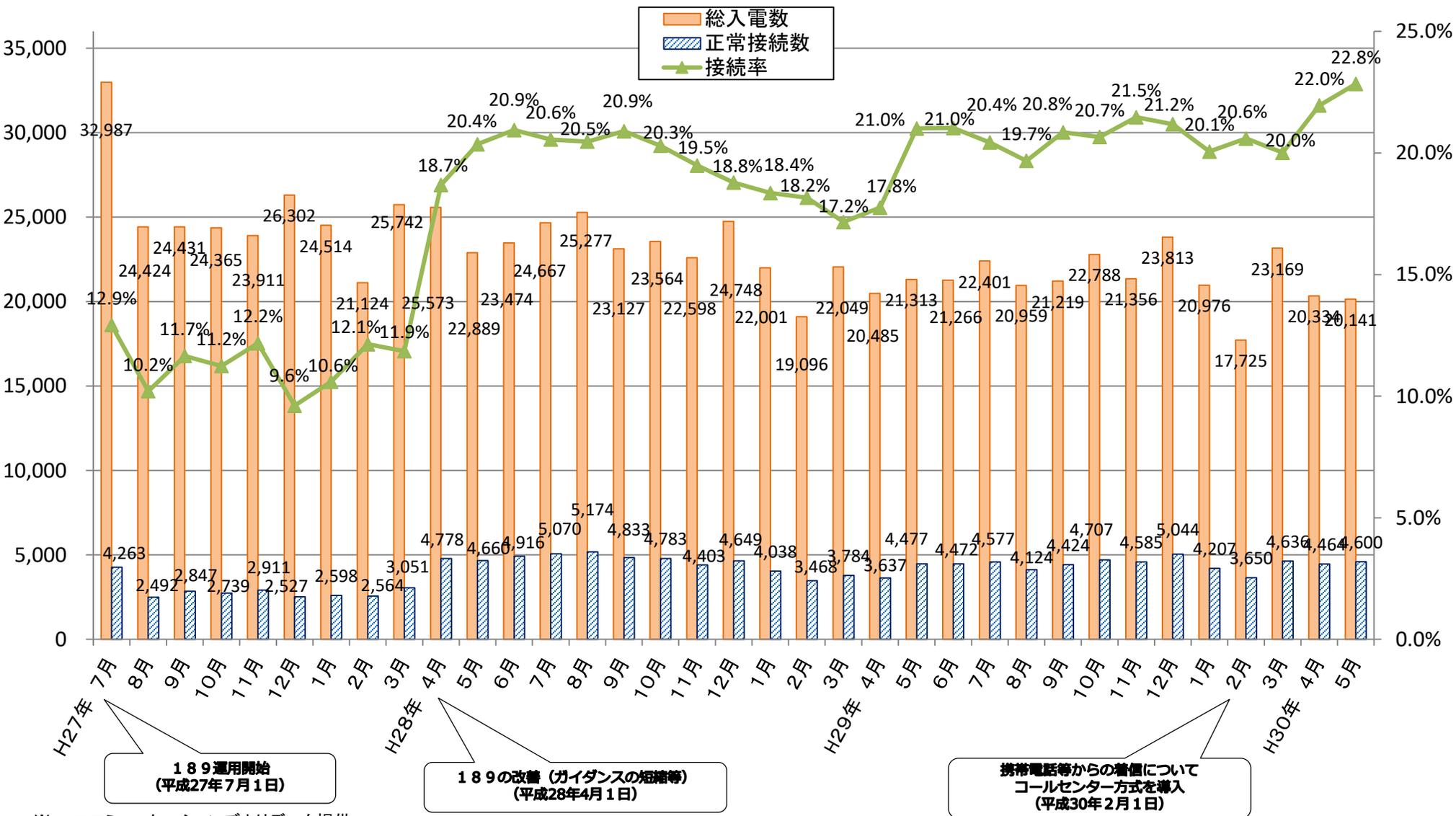


(ガイダンス及び案内の内容)

- ① こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。
- ② この通話は〇秒ごとに、およそ〇円をご利用いただけます。
- ③ こちらは児童相談所全国共通ダイヤルです。この通話は〇秒ごとに、およそ〇円をご利用いただけます。
- ④ 児童相談所全国共通ダイヤルです。最寄りの児童相談所の担当者にこの通話をおつなぎしますので、お住まいの場所の郵便番号を教えてくださいませんか。(郵便番号がわからない場合)それでは町名まで結構ですので、ご住所を教えてくださいませんか。担当の児童相談所にお電話をおつなぎしますのでこのままお待ちください。

※携帯電話等からの着信については、平成30年2月からコールセンター化。

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の入電数及び接続率の推移



- ※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
- ※ 総入電数は、全ての入電数（「0570-064-000」の入電を含む）。
- ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
- ※ 接続率は、 $\text{接続率}(\%) = \text{正常接続数} / \text{総入電数}$

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、望まない妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1) 身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (3) 相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4) 妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5) (特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施

○実施担当者・・・医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体:都道府県・指定都市・中核市)

全国70カ所(平成29年7月1日時点) ※自治体単独11カ所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、盛岡市、八戸市、川崎市、八王子市、奈良市、久留米市、宮崎市、北九州市

○予算額等 平成30年度予算 86百万円 (基準額 148,900円×実施月数)(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2) (夜間・休日加算の新設)

○相談実績 平成28年度:53,129件(内訳:電話31,731件、面接16,052件、メール4,039件、その他1,307件)

○相談内容

- ・女性の心身に関する相談(28,107件)
- ・不妊に関する相談(11,462件)
- ・思春期の健康相談(8,774件)
- ・妊娠・避妊に関する相談(9,525件)
- ・メンタルケア(11,859件)
- ・婦人科疾患・更年期障害(619件)
- ・性感染症等(819件)

産前・産後母子支援事業（モデル事業）

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（159億円の内数）

1. 事業内容

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要と認められる妊婦等に対する具体的な支援の仕組みの構築に向け、母子生活支援施設や産科医療機関等にコーディネーターを配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供するモデル事業を実施する。

- ① 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。
- ② 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成する。
- ③ 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、住居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供する。
- ④ 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行う。

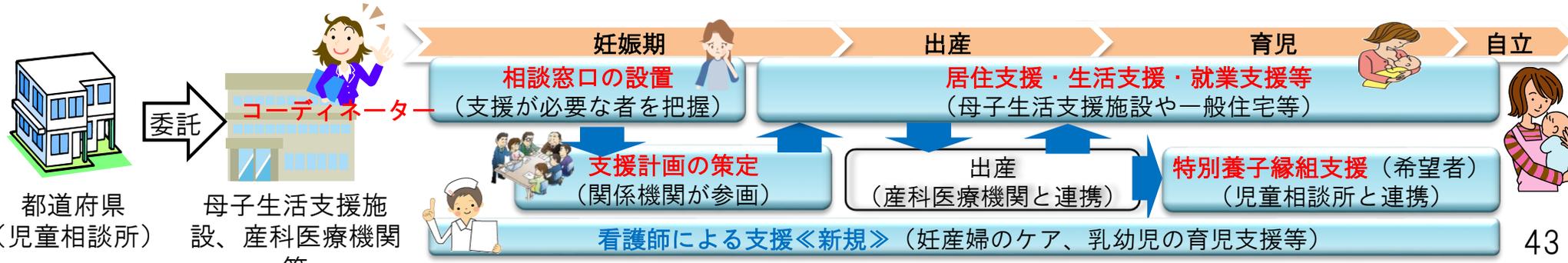
[拡充]
 看護師配置による居住支援・養育支援等に特化した新たな支援体制モデルを対象に追加。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）



市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

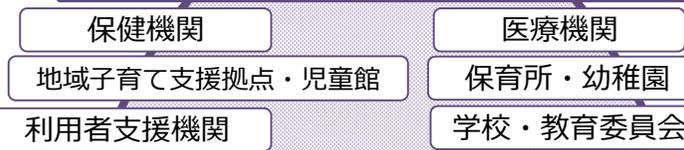
子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応



市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
 - 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
 - 関係機関との連絡調整
 - ・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
 - ・複数の市区町村による共同設置可
- 支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 →担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

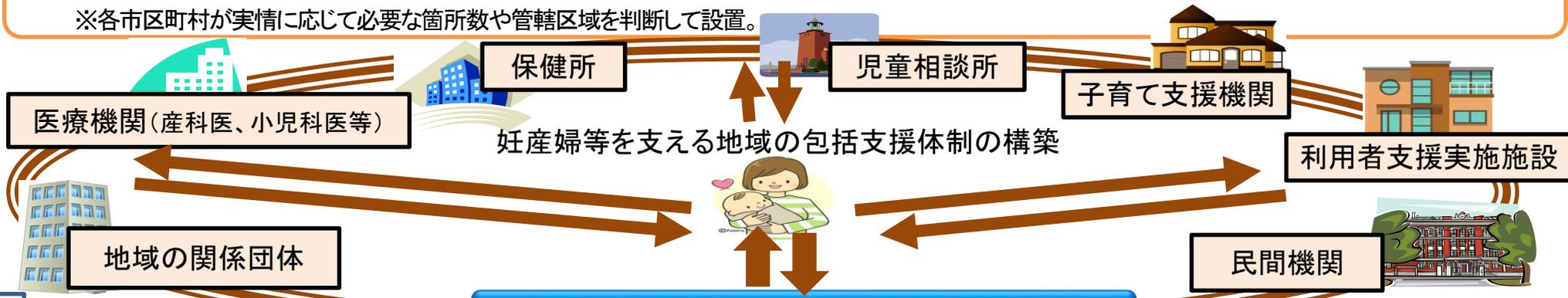
児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等



子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数:525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- 保健師
- 助産師
- 看護師
- ソーシャルワーカー

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

※医師、歯科医師、栄養士・管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、心理職などの専門職の配置・連携も想定される。

	妊娠前	妊娠期	出産	産後	育児
サービス(現業部門)	妊娠に関する普及啓発 不妊相談	産前・産後サポート事業 妊婦健診 両親学級等	産婦健診 乳児家庭全戸訪問事業	産後ケア事業 乳幼児健診 予防接種 養育支援訪問事業	母子保健支援 子育て支援 子育て支援策 ・保育所・認定こども園等 ・地域子育て支援拠点事業 ・里親・乳児院 ・養子縁組 ・その他子育て支援策

近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルなサービス

子育て世代包括支援センターの実施状況 (H29.4.1時点：母子保健課調べ)

自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名											
自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数										
北海道 20市町 [22か所]	札幌市	1	茨城県 13市村 [20か所]	水戸市	3	東京都 29市区町村 [120か所]	千代田区	3	富山県 9市町 [17か所]	富山市	7	静岡県 18市町 [29か所]	静岡市	2	滋賀県 15市町 [34か所]	大津市	7	奈良県 19市町村 [24か所]	奈良市	2	香川県 5市町 [12か所]	高松市	8						
	旭川市	2		日立市	3		港区	1		高岡市	1		浜松市	8		大和高田市	1		丸亀市	1									
	函館市	1		土浦市	1		文京区	2		魚津市	1		沼津市	1		守山市	1		大和郡山市	1		善通寺市	1						
	沼田町	1		石岡市	1		台東区	2		黒部市	1		熱海市	1		粟東市	5		天理市	1		三木町	1						
	当別町	1		碓氷市	1		台東区	18		砺波市	1		三島市	2		野洲市	1		樺原市	1		まんのう町	1						
	千歳市	1		龍ヶ崎市	1		江東区	4		南砺市	3		伊東市	2		湖南市	2		桜井市	1		伊予市	1						
	寿都町	1		笠間市	1		品川区	4		射水市	1		甲斐市	2		五條市	1		甲斐市	1		今治市	1						
	黒松内町	1		牛久市	1		杉並区	5		立山町	1		磐田市	1		近江八幡市	1		御所市	1		高知県 12市町村 [12か所]	高知市	1					
	苫小牧市	1		つくば市	4		豊島区	5		入善町	1		掛川市	1		東近江市	4		生駒市	2		高知市	1						
	北斗市	1		行方市	1		板橋区	6		金沢市	4		藤枝市	1		竜王町	1		香芝市	1		高知市	1						
	今金町	1		鎌田市	1		練馬区	11		小松市	1		御殿場市	1		彦根市	1		葛城市	3		安芸市	1						
	東神楽町	1		つくばみらい市	1		足立区	6		加賀市	2		袋井市	1		愛荘町	1		南国市	1		安芸市	1						
	土別市	1		東海村	1		葛飾区	10		能美市	2		裾野市	1		長浜市	1		田原本町	1		土佐市	1						
	上富良野町	1		宇都宮市	5		江戸川区	8		川北町	2		菊川市	1		米原市	1		王寺町	1		須崎市	1						
中富良野町	1	足利市	2	三鷹市	7	津峰町	2	東伊豆町	1	高島市	1	高取町	1	高知市	1														
中頓別町	1	栃木市	1	昭島市	1	内灘町	1	函南町	1	大阪市	24	明日香村	1	四万十市	1														
霧別町	1	鹿沼市	1	調布市	2	敦賀市	2	菅沼町	1	堺市	15	雷音村	1	宿毛市	1														
芽室町	1	真岡市	1	町田市	7	大野市	1	森町	1	東大阪市	3	香南市	1	香南市	1														
鉦路町	2	小平市	1	小平市	1	勝山市	1	名古屋市	16	豊中市	3	下北山村	1	仁淀川町	1	香南市	1												
浜中町	1	那須塩原市	2	東村山市	1	鶴江市	2	豊橋市	2	枚方市	1	鳥取市	3	橋原町	1	北九州市	7												
青森県 2市町 [2か所]	黒石市	1	さくら市	2	東大和市	1	あわら市	2	豊橋市	2	高槻市	2	吹田市	3	岩美町	1	直方市	1	福岡県 12市町 [23か所]	福岡市	6								
	鯉ヶ沢町	1	那須烏山市	1	武蔵村山市	1	越前市	1	一宮市	3	高槻市	2	吹田市	3	岩美町	1	春日市	1		大井町	1								
岩手県 6市町 [6か所]	盛岡市	1	下野市	1	羽村市	1	池田町	1	瀬戸市	2	瀬戸市	2	春日井市	1	春日井市	1	岩手町	2	智頭町	1	芦屋町	1							
	花巻市	1	茂木町	1	茂木町	1	甲府市	1	富士吉田市	2	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	河内長野市	1	八頭町	1	芦屋町	1							
	遠野市	1	市貝町	1	大島町	1	富士吉田市	2	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1							
	一関市	1	那珂川町	1	新島村	1	新島村	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1	春日井市	1							
宮城県 7市町 [23か所]	釜石市	1	前橋市	1	神津島村	1	都留市	1	津島市	4	津島市	4	津島市	4	津島市	4	津島市	4	津島市	4	津島市	4	津島市	4					
	山田町	1	一関市	7	高崎市	2	八丈町	2	川谷市	4	川谷市	4	川谷市	4	川谷市	4	川谷市	4	川谷市	4	川谷市	4	川谷市	4					
	仙台市	7	桐生市	1	小笠原村	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1	南アルプス市	1					
	岩沼市	1	沼田市	1	千葉市	6	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1	北杜市	1					
秋田県 3市 [4か所]	秋田市	2	館林市	1	市川市	4	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1	甲斐市	1					
	大館市	1	藤岡市	1	松戸市	3	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1	菅吹市	1					
	男鹿市	1	富谷市	1	野田市	2	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1	甲州市	1					
	山形市	1	石巻市	10	佐倉市	4	中央市	1	中央市	1	中央市	1	中央市	1	中央市	1	中央市	1	中央市	1	中央市	1	中央市	1					
山形県 18市町 [20か所]	米沢市	1	名取市	1	習志野市	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1	富士川町	1			
	酒田市	1	気仙沼市	1	川口市	5	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1	行田市	1			
	寒河江市	1	松島町	2	松島町	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2	秋田市	2			
	上山市	1	大館市	1	大館市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1	男鹿市	1			
	村山市	2	山形市	1	山形市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1	米沢市	1			
	長井市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	天童市	1	米沢市	1	米沢市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	酒田市	1	
	東根市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	尾花沢市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	南陽市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	山辺町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	中山町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	西川町	2	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	朝日町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
大石田町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1		
福島県 9市町 [12か所]	福島市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	郡山市	4	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	伊達市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	南相馬市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	白河市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	柳津町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	西会津町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	小野町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	南会津町	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	
	新潟県 7市 [37か所]	新潟市	8	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1
		新潟市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1
		新潟市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1
		新潟市	1	酒田市	1	酒田市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市	1	寒河江市															

市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の内数（平成29年度予算：154億円→平成30年度予算：159億円）

1. 事業の目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」と言う。）を整備・運営する際の財政支援を目的とする。

2. 事業の内容

市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）に基づき、市区町村が、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し、運営する。

支援拠点の具体的な業務内容は以下のとおり。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

【設置か所数】114か所（平成30年2月時点）

※補助金の交付対象ではない拠点を含む。

※補助金の交付か所数：38か所

3. 実施主体

市区町村

※事業の一部の社会福祉法人等への委託可

4. 補助率

国：1／2（市区町村：1／2）

5. 補助単価（平成30年度）

○直営の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	3,721千円
小規模B型	9,438千円
小規模C型	15,660千円
中規模型	20,873千円
大規模型	38,701千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

小規模A型	8,940千円
小規模B型	14,657千円
小規模C型	20,879千円
中規模型	31,310千円
大規模型	59,576千円
上乗せ配置単価	47
常勤職員	5,588千円(1人当たり)
非常勤職員	2,715千円(1人当たり)

市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況（平成30年2月時点）

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
				類型	
北海道	旭川市	1	○	○	中規模
	滝川市	1		○	小規模A
	千歳市	1	○	○	小規模B
	石狩市	1		○	小規模A
	上富良野町	1		○	小規模A
	中富良野町	1			
	中頓別町	1			
青森県	三沢市	1			
宮城県	涌谷町	1	○	○	小規模A
茨城県	稲敷市	1			
	茨城町	1			
栃木県	矢板市	1		○	小規模A
群馬県	前橋市	1		○	中規模
埼玉県	志木市	1		○	小規模B
	和光市	1			
	坂戸市	1			
	皆野町	1			
千葉県	船橋市	1	○	○	大規模
	松戸市	1	○	○	中規模
	柏市	1		○	中規模
	南房総市	1	○	○	小規模A

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
				類型	
東京都	千代田区	1	○	○	小規模A
	中央区	1			
	新宿区	1			
	文京区	1			
	台東区	1			
	品川区	1			
	目黒区	1			
	大田区	1			
	世田谷区	1			
	中野区	1			
	豊島区	1			
	荒川区	1		○	中規模
	練馬区	1			
	足立区	1		○	大規模
	葛飾区	1	○	○	中規模
	八王子市	1			
	立川市	1			
	青梅市	1	○	○	小規模C
	昭島市	1	○	○	小規模B
	調布市	1		○	中規模
町田市	1	○	○	中規模	
小金井市	1		○	小規模C	
国分寺市	1	○	○	小規模B	
国立市	1		○	小規模B	
福生市	1		○	小規模A	
清瀬市	1				
東久留米市	1				
武蔵村山市	1				
多摩市	1				
稲城市	1	○	○	小規模B	
羽村市	1	○	○	小規模A	
瑞穂町	1		○	小規模A	
日の出町	1				
奥多摩町	1				
三宅村	1		○	小規模A	

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
				類型	
神奈川県	相模原市	3	○ ※2か所のみ	○ ※2か所のみ	中規模:1、 小規模C:1
	海老名市	1	○	○	小規模C
	寒川町	1		○	小規模A
	二宮町	1	○	○	小規模A
	三浦市	1	○	○	小規模B
新潟県	柏崎市	1			
	新発田市	1			
	燕市	1		○	小規模B
	妙高市	1	○	○	小規模B
	上越市	1			
	出雲崎町	1	○	○	小規模A
	福井県	福井市	1	○	○
	越前市	1		○	小規模B
山梨県	甲府市	1			
長野県	飯田市	1		○	小規模B
	塩尻市	1	○	○	小規模B
	辰野町	1	○	○	小規模A
	箕輪町	1			
	池田町	1			
岐阜県	高山市	1		○	小規模B
静岡県	熱海市	1	○	○	小規模A
	焼津市	1	○	○	小規模C
	藤枝市	1	○	○	小規模C
	袋井市	1		○	小規模B
愛知県	豊橋市	1	○	○	中規模
	津島市	1	○	○	小規模B
	豊田市	1	○	○	大規模
滋賀県	彦根市	1	○	○	小規模C
	東近江市	1	○	○	小規模C
大阪府	枚方市	1	○	○	中規模
	能勢町	1		○	小規模A
兵庫県	明石市	1	○	○	中規模
	養父市	1	○	○	小規模A
奈良県	明日香村	1		○	小規模A
鳥取県	鳥取市	1		○	中規模

自治体名	箇所数	補助金の交付を受けているもの	設置運営要綱の基準を満たすもの		
				類型	
島根県	邑南町	1		○	小規模A
岡山県	倉敷市	1			
広島県	廿日市市	1			
	宇部市	1			
	山口市	1			
	岩国市	1	○	○	小規模C
福岡県	北九州市	7			
	宗像市	1	○	○	小規模B
	粕屋町	1		○	小規模A
長崎県	大村市	1	○	○	小規模C
	長与町	1		○	小規模A
熊本県	玉東町	1		○	小規模A
大分県	大分市	1		○	大規模
宮崎県	高鍋町	1			
鹿児島県	薩摩川内市	1			
合計	箇所数	114	38	67	
	自治体数	106	37	66	

市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要

妊娠

出産



乳児

幼児

学齢期

母子保健施策

妊婦健診

新生児訪問

1歳6か月
児健診

3歳児健診

産後ケア事業

[心身のケアや育児サポート等を行う。]

産前・産後サポート事業

[子育て経験者等の「相談しやすい話し相手」等による相談支援を行う。]

子育て世代包括支援センター

[妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。]

乳児家庭全戸訪問事業

[生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。]



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

[乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。]

一時預かり事業

[家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。]

地域子育て支援拠点事業

[乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。]

利用者支援事業

[子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。]

子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

[保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。]



支援が必要な家庭への支援

養育支援訪問事業

[養育が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。]

市町村

子育て支援施策



乳児家庭全戸訪問事業（概要）

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

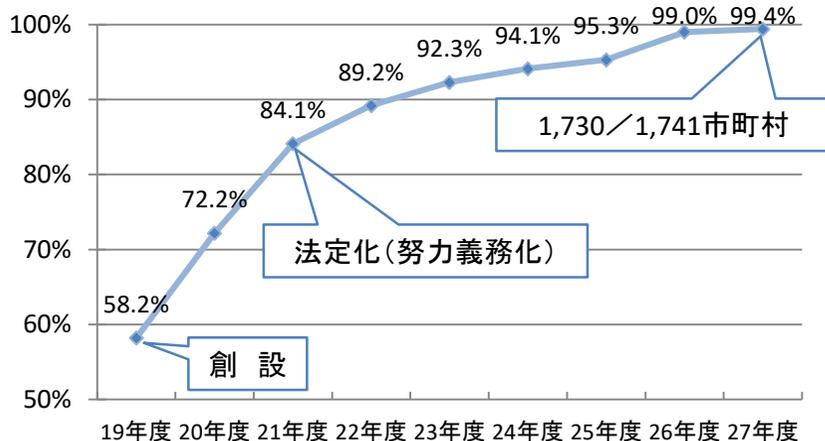
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

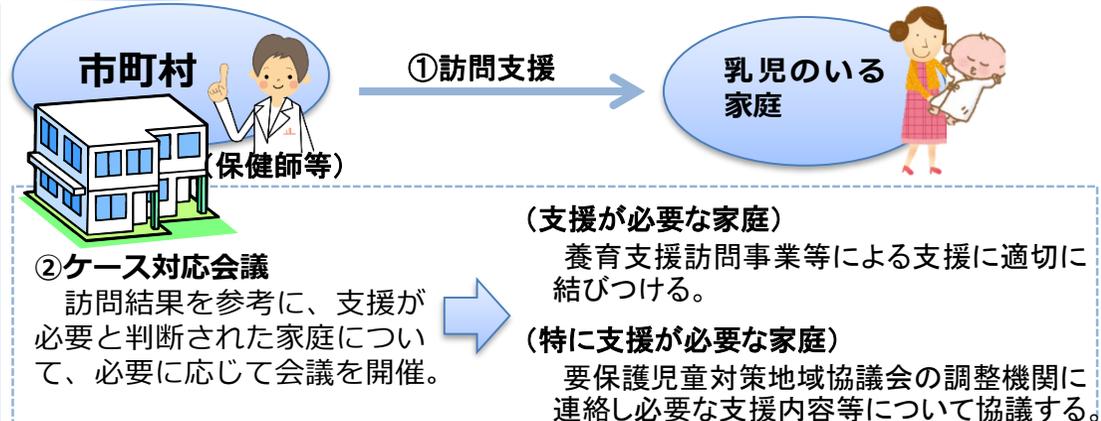
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業（概要）

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

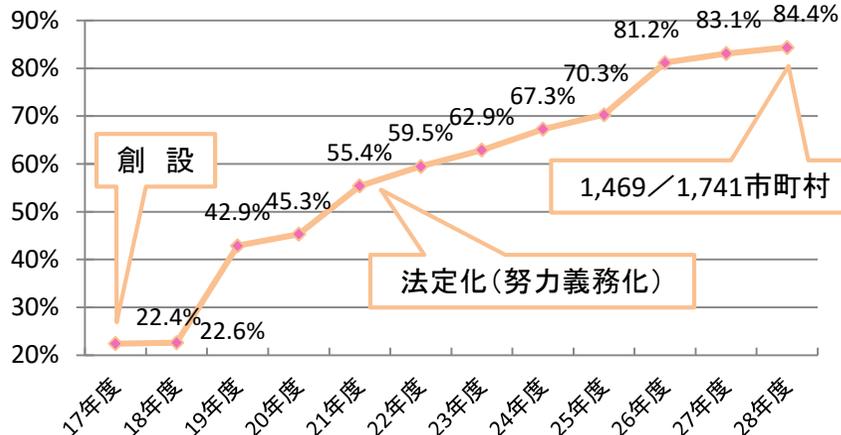
（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2. 事業の内容

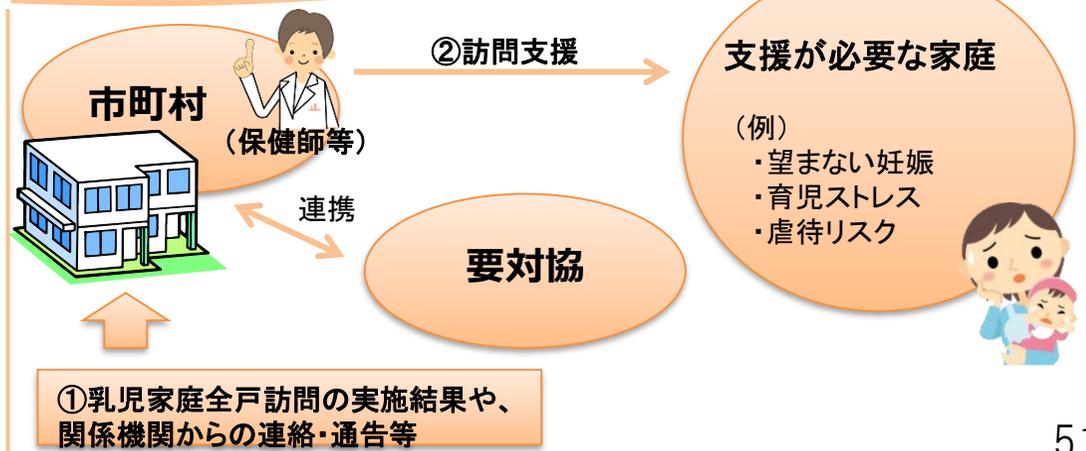
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者(事前に研修を実施)
 - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



要保護児童対策地域協議会の概要

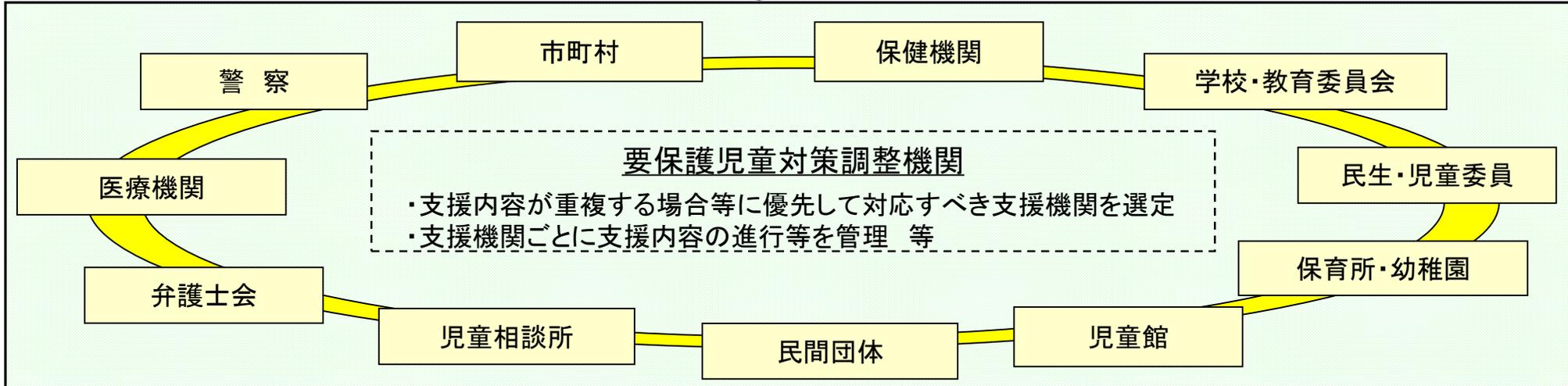
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)
調整機関 職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,119
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727
	④ 合計	9,320	8,033	8,235

※平成27、28年度：4月1日時点 平成29年度：2月時点

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会の構成機関

<平成29年4月1日時点、複数回答可>

区 分		合計	比率	
要保護児童対策地域協議会		1,735	—	
行政機関	児童福祉主管課	1,288	74.2%	
	母子保健主管課	1,197	69.0%	
	児童福祉・母子保健統合 主管課	583	33.6%	
	福祉事務所 (家庭児童相談室)	813	46.9%	
	保健センター	872	50.3%	
	教育委員会	1,673	96.4%	
	保健所	1,333	76.8%	
	児童相談所	1,669	96.2%	
	障害福祉主管課	1,132	65.2%	
	警察署	1,660	95.7%	
	法務局	721	41.6%	
	家庭裁判所	94	5.4%	
	その他	565	32.6%	
	関係機関	病院・診療所	921	53.1%
		小児科	597	34.4%
		産科・産婦人科	258	14.9%
		精神科	236	13.6%
歯科		294	16.9%	
その他診療科		407	23.5%	
保育所		1,448	83.5%	
幼保連携型認定こども園		675	38.9%	
幼稚園		1,051	60.6%	
小学校		1,517	87.4%	
中学校	1,493	86.1%		
特別支援学校	417	24.0%		

区 分		合計	比率	
関係機関	児童館	357	20.6%	
	放課後児童クラブ	406	23.4%	
	利用者支援事業所	286	16.5%	
	地域子育て支援拠点	418	24.1%	
	乳児院	127	7.3%	
	児童養護施設	370	21.3%	
	情緒障害児短期治療施設	42	2.4%	
	児童自立支援施設	38	2.2%	
	児童家庭支援センター	220	12.7%	
	障害児施設	142	8.2%	
	配偶者暴力相談支援センター	159	9.2%	
	その他	238	13.7%	
	関係団体	医師会（産科医会及び小児科 医会を除く）	1,019	58.7%
		産科医会	85	4.9%
小児科医会		88	5.1%	
歯科医師会		428	24.7%	
看護協会		22	1.3%	
助産師会		40	2.3%	
P T A全国協議会		176	10.1%	
弁護士会		161	9.3%	
社会福祉協議会		965	55.6%	
民生児童委員協議会		1,606	92.6%	
人権擁護委員		1,094	63.1%	
N P O法人		202	11.6%	
里親会		72	4.1%	
学識経験者		157	9.0%	
その他	402	23.2%		

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成28年4月1日時点>

〔 上段：配置市区町村数
下段：配置率 〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区(30万人以上)	市・区(10万人～30万人未満)	市・区(10万人未満)			
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(198)	(532)	(736)	(177)	(1,727)
児童福祉司たる資格を有する者	458	17	55	147	239	147	21	626
	56.3%	77.3%	88.7%	74.2%	44.9%	20.0%	11.9%	36.2%
これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	290	3	6	43	238	324	99	713
	35.6%	13.6%	9.7%	21.7%	44.7%	44.0%	55.9%	41.3%
社会福祉主事	18	0	0	2	16	9	2	29
	2.2%	0.0%	1.6%	1.0%	3.0%	1.2%	1.1%	1.7%
合 計	766	20	61	192	493	480	122	1,368
	93.6%	90.9%	98.0%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省調査（平成28年度調査）

(参考)	739	22	61	200	477	495	132	1,387
平成27年4月1日時点の合計	93.6%	100.0%	89.4%	98.0%	91.0%	67.4%	73.3%	80.4%

※厚生労働省調査（平成27年度調査）

里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			11,405世帯	4,038世帯	5,190人		ホーム数	313か所
	区分 (里親は 重複登録 有り)	養育里親	9,073世帯	3,180世帯	3,943人			
		専門里親	689世帯	167世帯	202人			
		養子縁組里親	3,798世帯	309世帯	301人			
親族里親		526世帯	513世帯	744人				
					委託児童数	1,356人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成29年3月末現在)

※施設数*、ホーム数(F H除く)、定員*、現員*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(※乳児院・児童養護施設除く)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)

※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成28年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

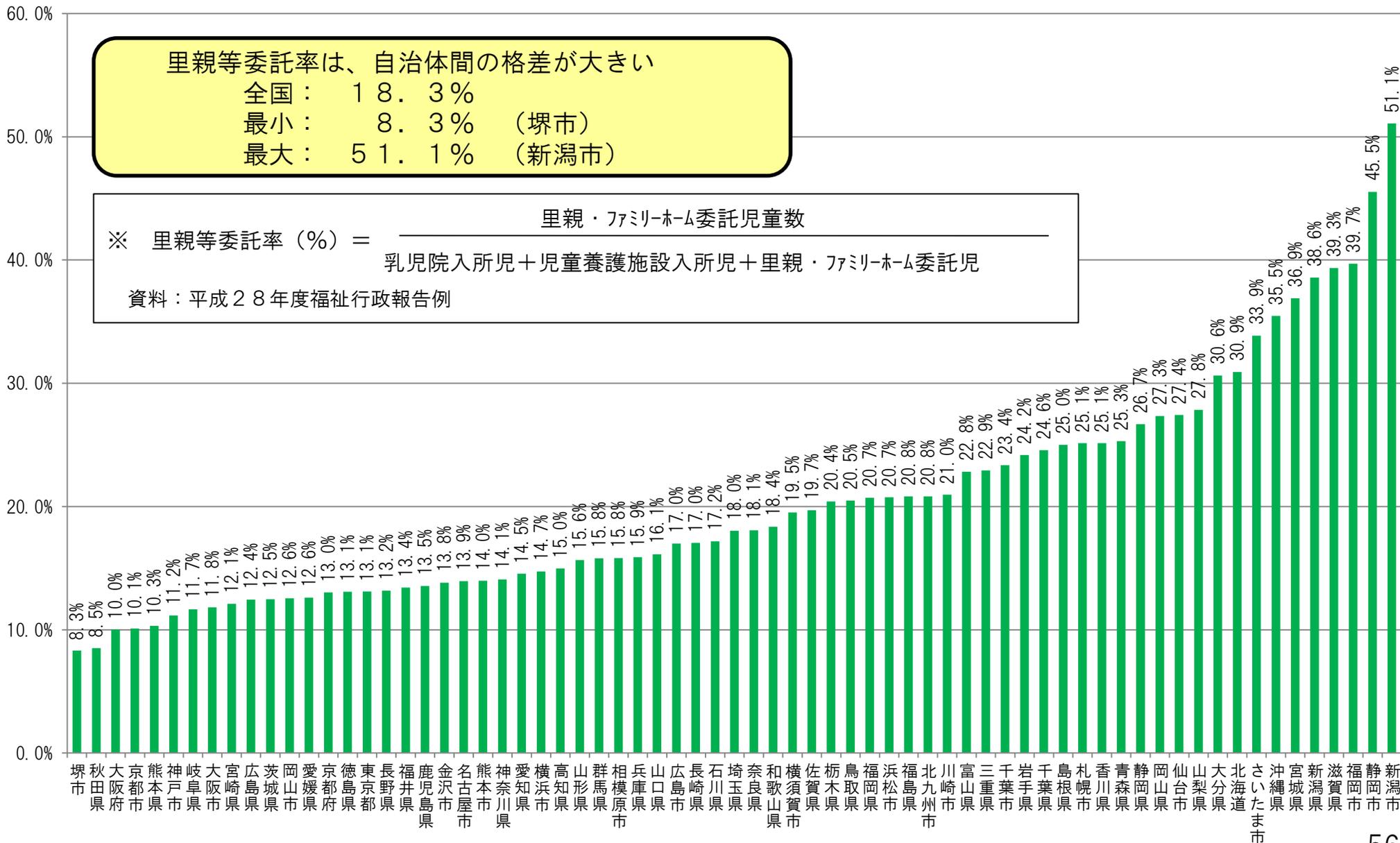
全国： 18.3%

最小： 8.3%（堺市）

最大： 51.1%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成28年度福祉行政報告例



児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 57

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

7. 安全で安心な暮らしの実現

(5) 少子化対策、子ども・子育て支援

子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないよう、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策¹⁶²、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力で推進する¹⁶³。

¹⁶² 2016年・2017年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)改正により、児童福祉法の理念の明確化等や、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を実施。

¹⁶³ 2017年8月、厚生労働大臣に、児童福祉法の理念を具体化する「新しい社会的養育ビジョン」が提言されている。